

## 平成14年第2回防府市議会定例会会議録（その2）

平成14年6月26日（水曜日）

### 議事日程

平成14年6月26日（水曜日） 午前10時 開議

- 1 開 議
  - 2 会議録署名議員の指名
  - 3 一般質問
- 

本日の会議に付した事件

目次に記載したとおり

---

### 出席議員（29名）

1番	深 田 慎 治 君	2番	山 下 和 明 君
3番	河 杉 憲 二 君	4番	行 重 延 昭 君
5番	岡 村 和 生 君	6番	弘 中 正 俊 君
8番	藤 本 和 久 君	9番	斉 藤 旭 君
10番	山 本 久 江 君	11番	木 村 一 彦 君
12番	馬 野 昭 彦 君	13番	藤 野 文 彦 君
14番	山 田 如 仙 君	15番	平 田 豊 民 君
16番	安 藤 二 郎 君	17番	熊 谷 儀 之 君
18番	佐 鹿 博 敏 君	19番	石 丸 典 子 君
20番	松 村 学 君	21番	大 村 崇 治 君
22番	広 石 聖 君	23番	藤 井 正 二 君
24番	河 村 龍 夫 君	25番	今 津 誠 一 君
26番	田 中 敏 靖 君	27番	中 司 実 君
28番	青 木 岩 夫 君	29番	横 見 進 君
30番	久 保 玄 爾 君		

---

### 欠席議員（1名）

7番 横 田 和 雄 君

---

説明のため出席した者

市長	松浦正人君	助役	土井章君
収入役	関誠君	財務部長	湯浅克彦君
財務部理事	板村壽一君	総務部長	中村武則君
総務課長	渡辺知明君	生活環境部長	戸幡昭彦君
産業振興部長	阿部實君	土木建築部長	林勇夫君
都市整備部長	清水義久君	健康福祉部長	村田辰美君
教育長	岡田利雄君	教育次長	山下州夫君
水道事業管理者	福田勝正君	水道局参事	井上孝一君
消防長	山根徹雄君	監査委員	小田寛君

---

事務局職員出席者

議会事務局長	山下正君	議会事務局次長	中村武文君
--------	------	---------	-------

---

午前10時 1分 開議

議長（久保 玄爾君） 定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。  
欠席の届出のありました議員は横田議員であります。

---

会議録署名議員の指名

議長（久保 玄爾君） 本日の会議録署名議員を御指名申し上げます。  
9番、斉藤議員、10番、山本議員、御両名にお願い申し上げます。

---

一般質問

議長（久保 玄爾君） 議事日程につきましては、お手元に配付しておりますとおり一般質問でございます。通告の順序に従い進行したいと思いますので、よろしく願いいたします。

なお、質問回数については、会議規則第62条の準用規定に基づき、第54条ただし書きを適用し、制限しないことといたしますので、御了承申し上げます。

これより質問に入ります。最初は、21番、大村議員。

〔21番 大村 崇治君 登壇〕

21番（大村 崇治君） おはようございます。

それでは、通告に従いまして質問いたしますので、よろしく願いいたします。

県央中核都市形成に向けて、始めに、区域区分（線引き）問題についてお尋ねいたします。

全国市町村の70%が合併協議会や研究会を設置しておる中、今まさに県央部2市4町においても、行政、議会及び民間団体による中核都市建設推進組織が設立され、平成17年3月の合併特例法のタイムリミットを視野に入れ、平成14年度中に法定合併協議会設置に向けた動きが活発になってまいりました。市長も7月13日から市内15カ所において「合併・行革トーク」を開催されようとしております。そこで、合併問題で避けて通れないのが区域区分、いわゆる線引き問題であります。都市計画法が30年ぶりに改正され、昨年5月から施行されております。今回の改正では、地方公共団体が主体となって、「地域の個性を生かしながら、緩和すべきは緩和し、規制すべきは規制する」といった、めり張りのある運用ができるような制度改正になったと聞いております。

中でも改正の大きな柱は、線引き制度の見直しではなからうかと思っておりますが、御承知のとおり、本市は昭和46年12月に線引き決定を行っており、その後、30年が経過する中で、それぞれの思いはあろうが、線引きされたことにより、秩序あるまちの形成が徐々にではあるが、できつつあると思っております。

そうした中で、県においては、第4回線引きの定期見直し作業が平成15年度じゅうの決定を目標に進められており、県内ですべての都市計画区域ごとに県都市計画マスタープランを策定することが義務づけられ、広域的な見地で都市計画行政をリードし、やまぐち未来デザイン21の施策を反映した方針を定めるための山口県都市計画基本方針を作成中で、現在広く県民の意見を聞くための、すなわちパブリックコメント制度実施要綱により意見を募集しておりますが、この案を見ますと、区域区分、いわゆる線引きについては、今後も線引きは継続するとなっております。

御承知のとおり、全国県庁所在地の都市で線引きがされていないのは山口市だけと聞いており、線引きがされない理由のないまま今日に至っており、今後、合併問題では避けて通れないのがこの線引き問題であります。本市以外の山口市、小郡町では線引きが行われていないことから、土地利用の面においても、そしてまた、都市計画税においても大きな違いがあるのが現状でございます。

今後、県と関係機関との協議調整がされますので、現段階での判断はできませんが、当面市長が地元に出向かれる中で、この問題が出ようかと存じます。また、一昨日は、山口市でも超党派でつくる合併問題研究委員会が合併対策対象となる本市との線引き問題についての勉強会もされております。県央部・吉佐地域都市形成研究会の会長として、当然、

協議調整をされると思いますが、どのように対応されようとされているのか、お尋ねいたします。

次に、行政改革についてお尋ねいたします。

市長は昨年、行政改革の一環として、ごみの処理業務、葬儀業務、市立保育所、養護老人ホームやはず園、学校給食、学校用務員など、6つの業務の民間委託について行政改革委員会へ諮問し、昨年11月28日、答申がされ、行政改革推進計画策定指針に沿った取り組みをされようとしておられ、このたびの選挙でも行政改革の断行を訴えてこられました。

そこで、民間委託の問題についてお尋ねいたします。市長は、日本経済新聞が報じた民間委託実施状況をもとに、民間委託は本市が最低であることを強調され、また、2月15日の市広報でも、市長のメッセージに掲載されたり、選挙期間中にコピーを市内全域に配布されるなど、今進められようとしている学校給食や用務員、保育所、清掃業務の民間委託度が最低である印象を市民に与えているのであります。しかし、そうではございません。これらの業務は、山口市においても本市同様に直営で行っておることをまず初めに指摘しておきたいと思えます。

さて、日本経済新聞の民間委託の調査であります。昨年11月、自治体経営に関するアンケートとして、全国の市、東京23区を対象に行われたものであります。庁舎の受付・案内から、秘書業務までの39項目にわたって調査されております。山口県では本市のほか、山口市、徳山市など、9市が回答しております。民間委託が最も進んでいる項目は庁舎清掃で、全体の97.3%の自治体が委託と答えております。本市が今民間委託を進めようとしております業務について見ますと、全面委託と一部委託を合わせまして、可燃ごみ収集が69.8%、不燃ごみが68.8%、学校給食が28.7%、学校用務員は13.1%、保育所は16.1%と答えております。ごみの収集を除いてまだまだ民間委託度が低いことがうかがえます。本市の民間委託度が低くなっているのは、別に理由があるのでございます。この調査では、社団法人や財団法人の外郭団体への委託は民間委託に含まれないことになっております。本市の場合は、早くから公営施設管理公社などへの委託が進められている関係で、民間委託度が低くなっているのであります。業務の効率性、行政責任や公共性の確保といった観点から見た場合、財団法人などの外郭団体への委託も軽視すべきではないと思えます。

一昨日の初日、本会議でも、各財団法人の経営状況が報告されましたように、役所業務の一部を受託し、市民の期待にこたえて所期の成果を上げてきていると思うのであります。主なものとしまして、昭和50年11月設立の公営施設管理公社は、庁舎の管理業務

から道路維持補修業務まで10の業務を受託し、昭和56年7月設立の公園緑地協会は、地区公園や運動公園、開発広場、児童遊園のほか、公共施設等の樹木や花木センターの維持管理を行っております。また、昭和47年9月設立のスポーツセンターは体育館、プール、野球場、運動広場などの管理運営を、昭和54年4月設立の社会福祉事業団は、さまざまな福祉施設の受託経営を、平成10年3月設立の文化振興財団は公会堂、地域交流センター、科学館などの管理運営を、そのほか昭和58年4月設立の水道サービス公社、同年11月設立のシルバー人材センターなどがございます。

これらの実績は、市民からも評価されておるのであります。アンケートでは、体育館など、体育施設、公園や文化施設の、管理運営、道路補修業務などについては、民間委託は考えていないと回答されておりますが、これは民間委託よりも現状の方が総合的にベターだとの判断によるものと思われまゝす。すべて民間がよく、外郭団体への委託はよくないといった短絡的な考え方はとるべきではないと思ひます。市長が本市の業務委託の現状と評価を抜きに、単に新聞のコピーを振りかざして、民間委託を訴えられるのは、行政の長としてとるべき態度としてはいかがなものかと思ひるのであり、このたびの検証された上での行為だったのかお尋ねしておきます。

また、それをされるなら、今日の市役所業務の委託の実態と外郭団体の実績と評価等についても、あわせて市民の皆様には知らせるべきではないかと思ひます。そうしないと、いたずらに市民に誤解を与え、ひいては無用の市役所不信を招くことになりかねないと危惧するのであります。市長のお考えをお聞かせください。

こうした中、今まさに県央中核都市形成に向け、約4,000項目に及ぶ2市4町の行政現況調査による合併協定項目の協議調整作業に入ろうとされております。

私は、民間委託を否定するわけではございません。日本経済新聞のアンケート調査の状況からも伺えますように、ごみの収集は全国でも69%に達しており、民営化を進めるべきと考えますし、学校給食はまだ委託度が低いとはいえ、中学校給食は県下でもおこなわれていることから、早急に民間委託により実施すべきと考えております。

しかし、保育所の民間委託については、いささか問題がございます。行政改革委員会第2部会報告書の中にもあるように、本市の私立保育所の内容は、県内でもトップクラスの水準と言えます。そうしたことから、県内他市に比べてみると、公立幼稚園はゼロ、保育所は5園です。ちなみに、お隣の山口市は公立の幼・保育園が16施設もございます。特に、本市の場合、それぞれの地域のニーズにより設立されてきた経緯がございます。全園で乳児保育や障害者保育、重度もあわせて実施しており、まちなかの三田尻、宮市では19時まで預かるなど、民間の一部でもされてはおりますが、公立だからこそできる貴重

な役割を果たしております。

仮に、山口市との合併が実現したときには、さまざまな分野において公共サービスに歴然とした差が出てくることになりかねません。安易に人減らしのための合併なのか、こうした事前協議を目前に、なぜ民営化を急がれるのかをお尋ねいたし、壇上での質問を終わります。

議長（久保 玄爾君） 21番、大村議員の質問に対する答弁を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

市長（松浦 正人君） 私からは、行政改革についての御質問にお答えいたします。

私は、行政改革の断行と県央中核都市の実現が現下の最重要課題であると考えており、このたびの選挙におきまして、このことを市民の皆様にも強く訴えてまいりましたが、市民の皆様から再度の御負託を受けましたことは、市と市民の将来のため、断固たる信念と不退転の決意でその運営に当たれとの力強い御激励であると受けとめ、責任の重さを以前にも増して感じているところであります。

現下の日本経済は深刻な不況下にあり、本市の行財政運営もまことに厳しい状況であります。新しい時代に即応した最良の行政運営のかじ取り役が私に課せられた最大の使命であると認識し、市民の皆様と、その代表である議会の皆様の御理解と御協力を賜りながら、市民のための公正・公平な行政運営を行うとともに、本市行政のあるべき姿の再構築のため、全力で行政改革を推進してまいり所存でございます。

私は、昨年来取り組んできた行政改革を今年度はその効果が目に見えるものにするため、行政改革委員会の答申項目はもとより、大綱に掲げたその他の推進項目についても全庁一丸となって詳細な検討を加え、推進計画の策定と実施に向け、鋭意取り組んでいるところであります。

さて、お尋ねの「自治体経営に関するアンケート」の調査結果につきましては、日本経済新聞社の独自の調査方法により集計されたものであり、本市のありのままの姿が有効回答542市区の中で防府市は最下位という結果になってあらわれたもので、この最下位という事実が私には大変な驚きであったわけであり、民間委託に対する見方、考え方はいろいろな視点がございしますが、同社の設定した条件も民間委託度をはかる一つの尺度であると認識しております。

もとより、自治体は自主的・主体的にみずからの行政のあり方を検証し、必要に応じて改革していくものであると私は確信しておりますので、このたびのアンケート結果については、検証する必要はないと考えております。また、財団等外郭団体への委託は、民間委託と同様ではないかとの御意見ですが、現在の財団等の給与体系の中には、市に準ずるも

のもあると考えております。

次に、行政改革と合併協定項目との整合性についての御質問でございますが、お尋ねの保育所の民間委託につきましては、「そのすべてを段階的に民間移管、民設・民営とすること」との答申をいただいておりますが、現在、各民間の保育所では、それぞれが経営体としての特色を出すことで、よりよい保育所づくりに努めておられ、本市の場合、私立保育所の運営は議員の御指摘のとおり、県内でもトップクラスの水準にあると評価されております。民営化することにより、独創的なアイデアが生かされるなどのメリットもございますので、公立保育所を民間に移管しても、何ら支障はないと考えておりますし、合併協議においても障害になると考えておりません。

行政改革の目的である本市行政のあるべき姿の再構築は、行政みずからが取り組むべき課題であり、新市建設後においても、新市民の皆様から行政に求められる姿は、何ら変わることはなく、まさに市民の視点に立った行政改革であると確信しております。

今後とも、行政改革への取り組み状況などについて、議会はもとより、市民の皆様にも市広報やホームページなどを通して積極的にお知らせし、行政改革と合併に対する御理解と御協力を賜りたいと考えております。

残余の御質問につきましては、担当部長から答弁いたさせます。

議長（久保 玄爾君） 都市整備部長。

都市整備部長（清水 義久君） それでは、御質問の県央中核都市形成に向けての区域区分、いわゆる線引きでございますが、この問題についてお答えをさせていただきます。

防府市は、昭和46年12月に区域区分、いわゆる線引きを決定して以来、まちづくりの分野においてもこの制度を活用した秩序ある整備を進めてまいりました。そうした中、本市におきましては、今回の法改正に伴う緩和措置としまして、本年1月から市街化調整区域での開発行為等について県条例による適用を行っており、現在までに21件の申請がなされたところでございます。

御質問の線引きの問題でございますが、県におきましては、平成16年3月の決定に向けて、線引きの定期見直し作業が進められており、現在、その見直しに必要な都市計画マスタープランを策定中でございます。

特に、策定に当たりましては、案の段階から県民の意見や市町村の意見を反映させた都市計画基本方針を定め、それがマスタープランに盛り込まれるようになっております。

現在、県ではこの基本方針の案を中間報告として、県民に公表されておりますが、この案によりますと、確かに議員さん御指摘のように、県においては現在の線引き都市における区域区分制度の役割はいまだ終わっていないと判断されており、今後も継続するとなっ

ております。

そうした状況の中で、現在県央部におきましても、中核都市形成を目指した市町村合併に向けた準備が進められ、本市におきましても、鋭意取り組んでいるところでございます。

その中でも、区域区分を含めた土地利用の規制につきましては、これと連動する税の取り扱いとともに、今後法定合併協議会が設置されましたならば、その中で協議調整を行っていかなければならない大きな課題と考えております。

議長（久保 玄爾君） 21番。

21番（大村 崇治君） それでは、行政改革の方で市長が先に答弁されましたから、前後しますけれども、その方から再度お尋ねします。

日本経済新聞のアンケート調査でございますけれども、市長は検証はする必要はないと言われましたけれども、壇上で言いましたけれども、市長のメッセージとか折り込みとかにはっきりワースト1であるということを事実書いてあるんです。検証せんというところを書かれて、12万市民は信じるじゃないですか。その辺どう思っているんですか。3月定例議会の一般質問で原田洋介議員の答弁で、「議員御指摘の日本経済新聞の調査結果を見ましても、全国自治体で外部委託が着実に進んでいるにもかかわらず、本市の対応がいかにおくれているか、これまでいかに問題を先送りしてきたのかが一目瞭然でありまして、まことに恥ずべき、悲しむべき状況であると痛感いたしておる」と、こう言っておられるんです。先送りしてきたということは、この業務の種別ごとにちょっと言うて下さい。

議長（久保 玄爾君） 市長。

市長（松浦 正人君） 行革の先送りをしてきたと私は3月の議会で申し上げておりますが、それはどういうことだと言っておるんだと、こういうことだろうと思うんですが、昭和60年の行政改革の折に、ごみ収集業務については行政改革委員会から民間委託の答申が出されていると私は聞いております。にもかかわらず、今日まで既に十数年、20年近くでしょうか、経過してきておりますが、実行されていないこと。これはまさに、先送りと申しても過言ではないと、そのように考えているところでありまして、議員からもごみの収集においては、民間委託の割合は既に全国で69%にも達しておるといってお話もございましたが、そういうふうな意味を踏まえて申し上げたことでございます。

それから、前段の日本経済新聞社の数値、あるいはそのランクというものについては、先ほども壇上から申し上げましたとおり、その社の尺度というもので民間委託度をはかっておられるわけでありまして、それに沿うた形で私は評価と申しますか、その事実を見ているわけでありまして、改めて評価云々ということは私には当たらないと、そのように

思っているわけであります。

議長（久保 玄爾君） 21番。

21番（大村 崇治君） 壇上でも申しましたように、外郭団体の実績評価を一昨日の各財団法人の経営状況報告の中で一定の評価をされているからこそ、継続もされようとしておられるわけです。それで、市長も今言われましたように、外郭団体がもう既に申しましたように、相当早くからされてきただけに、他市と比べて利点もあったと思いますけれども、御指摘のようにほとんどがプロパー職員でございます関係もあって、人件費がかさんでまいることも事実です。また、職員のマンネリ化とか、そういう問題もややもするとあるとも私は聞いております。だからこそ、外郭団体のあり方、民間委託にした方がいいのか、まさにそれを今見直すべきではないかと私はそういうふうに思っているんです。

かつて、公営施設管理公社の問題ですけれども、役所の清掃は以前は民間委託しておりました。それはやはりコストの高い面があったということで、公営施設管理公社に委ねたわけです。だから、ケース・バイ・ケースがあると思うんです。

だから、その辺をしっかりと評価された上で、そういう市民の声とか、そういうところに掲載されるべきじゃないですか。私が言っている検証というのは、安易にそれをうのみにされて何でやられるのかということです。普通、だれでも、どこの首長でも自分のところの悪口を言われたら、反論するのが正論でしょう。その辺はどうなんですかね。私は市長の心境がようわかりません。ちょっと言うてください。

議長（久保 玄爾君） 市長。

市長（松浦 正人君） 先ほど申し上げたとおりであります。

議長（久保 玄爾君） 21番。

21番（大村 崇治君） それじゃ答弁になっちゃらんじゃないですか。市民にしっかりとそういう外郭団体の問題を民間委託するのがいいのか、しっかりとそれを評価されて、市民にお話をしていただくにゃいけんじゃないですか。

それから、保育所の問題でございます。御承知のように、江泊保育所と宮市保育所は昭和54年に同和対策事業で建設されたものです。特に、江泊保育所は中心部から離れておることもあり、定員が当初45名に対して児童数が少なく、たまたま私も福祉課長を60年に拝命いたしまして、そのとき13名でございました。毎日保母さんが周辺地域への保育所の案内や行事参加への呼び込みをされる中、私も毎晩のように地域の方と話し合っ、地域行事にも参加するなど、おかげで45名も超え、昭和63年にはさらに定員を60名に増員されて、現在は74名に達しております。

このように、地域と保育所が一体となり同和問題は解消してきた、江泊保育所の役割は

まことに大と思うんでございます。それを後退されるのか、また、同和問題はこれまでの成果、評価を踏まえ、人権尊重の視点に立って取り組むのがまさに山口県の人権推進の指針でございます。富海の定員割れの保育所の問題もでございますけれども、今叫ばれておるのが全国の公立の民営化に関連しまして、ベネッセコーポレーションというものが社会問題とされております。こうした営利企業的な目的で保育行政を担っていただくと、まさに子どもが商品化されるわけです。そうしたこともやはり真剣に考えて、段階ということは言われましたけれども、基本的な考え方は市長、どう思っておられるのか、ちょっと聞いておきたいと思います。

議長（久保 玄爾君） 市長。

市長（松浦 正人君） お答えします。外郭団体のあり方につきましては、行政改革の取り組み項目として位置づけているところでありまして、推進会議において総合的な観点から現在、庁内組織におきまして鋭意検討中でございますが、民間委託の方法についてもこの中で検討してまいりたいと思っております。残余の保育所の問題につきましては、担当の部長より答弁いたさせます。

議長（久保 玄爾君） 健康福祉部長。

健康福祉部長（村田 辰美君） 健康福祉部の村田でございます。

今議員さん御指摘でございました宮市保育所、江泊保育所等につきましては、議員さん、今、同和問題対策審議会の検討部会の会長さんにもなっていておりますし、その方にも十分お諮りして、あり方を審議していただこうと思っております。よろしく願いいたします。

議長（久保 玄爾君） 21番。

21番（大村 崇治君） 市長はやっぱり行革をやられるという基本姿勢は私はいいいと思うんです。しかし、そうした発言がややもすると、市の職員に動揺を与えたり、いたずらに市民が不信感を抱くんですから、その辺は慎重に今後も、また地域に出て行かれようとするわけですが、慎重にお答えをしていただきたいと思います。

それから、まだ言わせていただければいっぱいありますけれども、やはりほかにやらなければいけない問題としては、今特別会計の見直し問題もでございます。市長も当然腹の中では考えておられましようけれども、まさにと場会計、ロープウエー、競輪事業あたりについてもやはり真剣にもう考えてくる時期だろうと思うんです。特に、ロープウエーにつきましては、昭和34年、東京索道が建設したものでございますけれども、ゴンドラは平成元年に更新されて、耐用年数が30年と聞いております。鉄塔については耐用年数は40年と言われており、もう過ぎておるわけです。昨年の検査でも最大限二、三年だろう

と。そうした中で、大平山の整備がされておりました、16年の終わりごろですか、完成するようにも聞いておりますけれども、やはりこの前も新聞に出ておりましたけれども、下関については15年度、もう廃止の方向で進めておられることを聞いております。そうしたことから、そういうことも真剣に取り組んでいくべきだろうと。毎年約8,000万円もの繰出金を出しておるわけでございます。競輪事業につきましても、既に昨年、西宮、甲子園、門司がもう廃止をしておりますし、中津の競馬場も廃止をされております。16年多々良高校の移転問題も当然出てきますから、そういう問題も早急に考えていかなければいけないと思っております。

そうしたことを総合したとき、まさに今合併に向けての4,000項目にわたる事前協議があるわけですから、その辺を慎重にそれぞれの市で今からテーブルについて論議するわけですから、なぜ今そういう問題を急がれるのか。それより、まだ後段申しましたそういう問題も真剣に考える時期であるし、もうしておかなければいけないと思うのでございます。再度お願いいたします。

議長（久保 玄爾君） 助役。

助役（土井 章君） 私、行政改革推進会議の委員長でございますので、その立場から御回答申し上げますけれども、今、大村議員御提案の索道事業、あるいはと場合会計、あるいは競輪事業、その他同和住宅も含めまして、特別会計のあり方につきましては、現在、B項目という位置づけをいたしまして、あるいは、公営施設管理公社、公園緑地協会のあり方も含めまして、このままでいいのか、あるいは変えていく必要があるのかという検討をしておる最中でございます。

特に、索道事業についてはるる御説明がございましたが、一応平成10年に見直し検討委員会だったと思いますが、での答申では多額の繰出金が出されておるが、存廃については山頂公園の整備の進捗状況、要するにそれが終わった段階でロープウエーの利用客がふえるのか、あるいは逆に減るのか、その段階で検討を再度すべきだという回答をいただいておりますので、山頂公園の整備、今しばらくかかると思いますが、その成果を見ながら検討をしなきゃいけないというふうに思っております。

議長（久保 玄爾君） 21番。

21番（大村 崇治君） 最後に、市長は事ある場で財政問題を言われますけれども、今までも同僚議員も御指摘しておりますように、そのためにも、まさに中期財政計画を早く出せと、そういうことも言っておるわけでございます。まださらに言いたいことはあるけれど、お金がないと言えば基金は幾らだということまで私は言うてもいいですけども、そういう問題はまさに、今から合併に向けて、じゃそういう財源はあるじゃないか。じゃ

何をこの４年間、市長はビジョンを持って臨まれるかと、そういうことも所信表明で述べておられませんので、この程度で私はこの項は終わらせていただきます。

線引き問題でございますけれども、今後、いろいろ論議はされると思います。そこで、全国で唯一都市計画区域の全体の線引きを廃止しているのが宮崎県の都城市でございます。そこで、宮崎市出身の現在福島大学の阿部成治先生が「都城都市圏における線引き廃止の経緯と効果」と題して、都城市の線引き廃止後１０年後の調査をされて、まとめられています。ちょっと簡単に申してみますと、線引き廃止当時は、都城市の都市計画審議会委員をされており、その後、福島へ転勤されています。都城市は、昭和４２年に周辺４村１町と合併、昭和４５年１１月に線引きを決定、その後、合併した旧町・村間で市街化調整区域での住宅建築や企業立地などの開発が規制されたことに対する住民の不満が出てきまして、議会でも４０回にわたる質問が相次いで、昭和６３年４月に線引きを廃止しております。

廃止後の１０年後の調査によりますと、行政や市民が線引き廃止に期待していたのとは全く逆の現象が生じていると述べておられます。線引きの廃止で、調整区域で進行していた過疎化や高齢化は改善されたのかとの点でございますけれども、規制緩和は住む自由を与えることにより、人口の維持を図ろうと考えられたのが、住む自由と同時に、どこにでも住む自由、つまり住まない自由まで提供してしまい、中心部から離れた各地区においても過疎化が加速されているのが現状のようでございます。そして、線引きの長所として見逃せないのが商店街の活性化があるとされており、都城市南部の旧調整区域の水田にイオングループが大型店の進出を計画しており、商店街も市長も阻止できない状況であり、住宅建設も進み、人口もふえたが、上下水道、公園道路などの基盤整備は後追い行政となり、非効率的な投資がふえたり、農住混在により、水質汚泥等の環境問題のトラブルが絶えない状況のようでございます。

さらに、宮崎産業大学経営学部が宮崎市に統合されることになり、平成１６年に撤退されるそうでございます。そうしたことから、線引きのメリットとしては、市街化区域の整備方針は明確化すること。市街地整備のための法律的な公共投資ができること。市街化調整区域で無秩序な開発、いわゆる乱開発が抑制され、自然や農林漁業が保全される。一方、デメリットとしては、市街化区域と市街化調整区域で土地資産価値に格差が生じること。開発行為の抑制で、周辺の非線引き都市への人口は流出すること。まさに、これは県の専門の方に聞きましたんですけれども、山口市の場合、白地部分が人口約５万人でございます。防府が約２万７、０００人ですか、人口密集度にしましたら、山口が１ヘクタールに４０人、防府市が６０人だそうでございます。まさに郊外にご存じのように、ゆめタウ

ンとかビッグ、ミスターマックス、ヤマダ電機とかデオデオなどが進出しまして、まさにスプロール化しておるのが山口の実態と言えるわけでございます。

そこで、全国市町村合併の中で、さきの3月議会の田中敏靖議員の質問の中にもありましたが、1つの市に2つの都市計画を容認する国土交通省の運用指針が出ているような答弁をされておりますが、その確認と、現在、全国市町村合併をする都市の中で、事例市があれば、お教え願いたいと思います。

議長（久保 玄爾君） 都市整備部長。

都市整備部長（清水 義久君） 御質問にお答えいたします。

まず、事例でございますが、私どもが調査いたしました限りでは、現在全国では一つの自治体の中に線引き、非線引きの2つの都市計画区域を有している自治体が熊本市を初め、4市5町でございます。その中で合併後もこれらの都市計画区域を有している自治体は、茨城県の鹿島市がございまして、平成7年に鹿島町と大野村が合併して市制を敷き、現在に至っております。

それから、都市計画運用指針につきまして、国におきましては、平成13年の4月発刊の都市計画運用指針の中で、市町村が合併した場合の都市計画区域の指定は、原則として1つの都市計画区域を指定し、一体の都市として総合的に整備、開発及び保全を行うことが望ましいと定めておりますが、しかしながら、合併前の各市町村の区域をめぐる社会的、経済的状况等、地域特性に相当な差異があり、また地理的条件等により、一体の都市として整備することが困難であること等により、1つの都市計画区域を指定することが困難である場合には、実質的に一体の都市として整備することが適切な区域ごとに複数の都市計画区域を指定することも考えられるという見解も示されております。このことは、区域区分を行っている都市計画区域を有する市町村と、区域区分を行っていない都市計画区域を有する市町村が合併した場合には、それぞれの都市計画区域をそのまま存続させることもできるという考え方を示したものだと思えます。

議長（久保 玄爾君） 21番。

21番（大村 崇治君） 私は頭が悪いんだろうけど、ようわからないので、要はそういうことも事例として容認されるというか、そういうことでしょうか、その辺を皆さんにわかりやすく言うじゃないと、私ちょっと判断が、ようわからん、理解ができないんですけども、もう一度ちょっと要約してくださいよ。

議長（久保 玄爾君） 都市整備部長。

都市整備部長（清水 義久君） 基本的には、合併しても1つの区域を定めて一体的に整備することが望ましいが、いろいろな先ほど申しましたような条件的にそういうこと

ができない場合には、2つの区域を持ったそれぞれの都市計画区域を存続させることができるとのことでございます。

議長（久保 玄爾君） 21番。

21番（大村 崇治君） 私だけじゃないですから、議員みんながようわかりやすく言ってもらわんといかんですね。それで、壇上でも申しましたけれども、今後の県などの協議調整をもちろん見守ることも大切です。この問題は単に山口市だけの問題でなくして、小郡町もでございます。お互い30年を経過した今日ですから、新たな導入は私は大変困難で、混乱を招くものと思うわけです。私の個人的な意見ではございますけれども、防府は線引きを廃止すべきではないと思いますし、しかし今回の見直しでは、市長も今後地域に出ていかれますし、市民の意見を十分取り入れられながら、防府は防府らしく緩和策もお願いすべきであろうかと思っております。

今、都市整備部長の答弁にもございましたが、国土交通省の運用指針や線引き、非線引き都市の合併の例もあるような形でございますので、まさに今後の都市形成での山口、小郡と2市2町の合併につきましては、そういう私個人的な理論でございますけれども、そういう形の合併もやむを得ないんじゃないかと思っておりますが、今後、市長が地域に出ていかれると思うので、冒頭申しましたように、今時点での判断は難しいと思っておりますけれども、慎重に発言をしていただけたらと思っておりますし、もしこの件に関しまして、市長、御答弁があったら言ってください。

議長（久保 玄爾君） 市長。

市長（松浦 正人君） 法定協の中でしっかり協議してまいりたいと思っております。

議長（久保 玄爾君） 21番。

21番（大村 崇治君） 地区に出て行かれる中で、非常にこれは難しい問題ということとは、もちろん御理解できたと思っておりますけれども、その辺は慎重に踏まえて臨んでいただきたいということを私要望しておきまして、終わります。

議長（久保 玄爾君） 以上で、21番、大村議員の質問を終わります。

---

議長（久保 玄爾君） 次は、8番、藤本議員。

〔8番 藤本 和久君 登壇〕

8番（藤本 和久君） 民友会の藤本でございます。遠く西浦から傍聴に来ていただきまして、ありがとうございます。ここで一般質問できることを大変光栄に存じております。よろしく申し上げます。

では、通告に従いまして、2件質問をします。

最初に、行政改革について質問します。防府市の地方債残高は10年前の平成3年度末は約269億円、過去最高額は平成10年度末で約440億円となっています。この7年間で何と171億円もふえています。財源不足を起債で補ってきた結果が年度予算を超える債務となり、私たち市民の肩に重くのしかかっています。幸いにも、松浦市政になってからの平成11年度以降、地方債残高は減少に転じ、平成12年度末で約418億円となっています。2年間で約22億円減少しています。松浦市長の大きな成果の一つであり、敬意を表したいと思います。現在の地方債残高でも、子、孫の代まで多大な負担を強いております。これ以上ふやすことは断じて許すわけにはまいりません。最悪でもプライマリーバランスをゼロ、わずかでもプラスにすればいつかは適正な地方債残高になります。そうすることが現役の私たちの責務ではないでしょうか。税収の伸びが期待できない現在の経済状況下で、プライマリーバランスをプラスにするには、支出を圧縮することが賢明な方法だと思います。支出を圧縮するには、事務事業の見直しと行政コストを下げる必要があります。ただし、行政サービスの質を低下させることはできません。防府市は、平成13年7月に行政改革大綱を策定し、行政の健全化に向けて動き出しました。時代の要請であるとともに、市民の負託に答える重要課題だと思えます。計画どおり行政改革を完了していただきたいと思えます。

3点質問をします。1点目は、行政改革のスケジュールについて質問します。防府市行政改革大綱は6つの重点事項、103の具体的項目を設定し、計画期間は平成13年度からおおむね3カ年で実施、または方針を策定するとなっています。この103の具体的項目に対する計画書はまだいただけていません。計画書は完成しているのでしょうか。もし完成していないのであれば、現時点での進捗率は幾らで、いつまでに完成させる予定でしょうか。

2点目は、民間委託の推進に対する反対の署名活動に関して質問をします。東洋経済新報社発行の2002年度版都市データパックによりますと、防府市の財政力指数は0.77で、全国673都市の中で228位、公債費負担比率は17.6%で、503位です。また、同社が示した財政健全度ランキングでは、全国で434位、山口県14市では8位となっています。決して豊かな自治体ではなく、むしろ苦しい自治体であります。今こそ、市内一丸となって、防府市の再建に取り組まなければならない時期だと思えます。こうした時期に安心して暮らせる防府市をつくる市民の会という団体が、行政改革の一部である民間委託の推進に対し、反対の署名活動を展開したのは、まことに遺憾に思っています。行政改革はだれのためにするのか、それは市民のためです。行政は、何の改善も改革もせず、現状のままの方が楽です。しかし、松浦市長は防府市の将来を危ぶみ、あえて行政

改革という極めて困難な道を選びました。市長も職員も、血と汗がにじむような努力が必要になります。それでもやらなければ、あすの防府市はないのです。この市民のための行政改革に反対することは、視点が市民にないような気がします。

さらに遺憾に思うのは、一部の職員がこの運動に参加したことあります。行政のトップが決めた施策を庁内で論議するのは一向に構いませんが、公に反対するのはいかなものかと思います。市民の福祉の向上に尽くすことが使命の市職員にあってはならない行動だと思います。民間企業では、旧態の労使関係ではこの不況は乗り切れず、労使一体で生き残りの道を懸命に探っています。なぜ行政はできないのかと歯がゆい思いをしているのは、私だけでしょうか。今回の行政改革を成功さすには、全組織、全職員の総力を挙げて推進することが大前提になります。この大前提が崩れていますので、はっきりしたいと思います。なぜ一部の職員が反対運動に参加したのか、その理由をどのように分析しているのでしょうか。そして、この職員をどのように説得し、全職員の総力を結集させるのか、具体的な方法を聞かせてください。

3点目は、6つの重点項目の一つである行政評価システムの導入について質問します。安心して暮らせる防府市をつくる市民の会が集めた民間委託反対の4万筆強の署名については、真摯に受けとめる必要があります。なぜ市民は反対の署名をしたのか。私は情報が不足していたことが一番だと思います。市民サービスが低下しますよと言われれば、それはいけないと思います。市民には判断すべき情報がないわけですから。市広報や防府市のホームページで情報発信していますが、肝心なものが抜けています。それは、行政サービスの質と行政コストであります。この両者の現状値と民間委託したときの予測値を市民に公表することが必要であったと思います。幸い、今回の行政改革の一つに、行政評価システムの導入を計画されています。行政改革の結果をきっちりした手法で評価しないと、事務や事業がよくなったのか、悪くなったのかわかりません。行政評価システムの導入は、行政改革以前に完了すべき課題ですが、今からでも遅くはありませんので、早く導入してほしいと思います。導入を計画している行政評価システムとはどのようなものか聞かせてください。そして、このシステムが完成したら、民間委託する6項目についてだけでも速やかに評価し、その結果を市民に情報発信することが行政の責務だと思いますが、いかがでしょうか。

次に、学校教育について3点質問します。1点目は、校舎の窓ガラスの掃除について質問します。窓ガラスの掃除は学校の判断に任されています。1階は何とか掃除できますが、2階以上の階については危険なので、掃除していないのが実態ではないかと推察します。もしそれが事実なら、汚れた窓ガラスの教室で子どもたちは教育を受けています。教室か

ら見る外の風景が曇ってはいけません。地下室で教育を受けているようなものです。先生方は何とかきれいな教育現場にしたい。しかし、どうにもできないと気を病んでおられるのではないのでしょうか。私は学校任せではなく、定期的に清掃業者に窓ガラスの掃除を委託すべきだと思いますが、いかがでしょうか。

2点目は、自衛隊練習機の騒音対策施設について質問します。現在、小学校が10校、中学校が5校、合計15校が防衛庁の補助で防音対策を実施しています。その対策内容は、窓枠の片側を固定して、入る騒音レベルを下げる窓構造にした。それと、窓を閉めても暑くないようにと、教室内に風を送り込む装置を設置した。ただし、教室内に送り込まれる風は温度コントロールされていません。この2つの対策をしています。気温の低い季節は窓を閉めて授業できますが、気温の高い季節は教室内に送られる風では冷房効果がないので、窓はあけて授業をしているのではないかと推察します。これでは練習機の騒音対策にはなっていません。気温の高い季節でも窓を閉めて授業をしているのか、それとも騒音よりは暑さを優先して、窓をあけて授業をしているのか、どちらでしょうか。また、教室内に風を送り込む装置は、稼働させているのでしょうか。

3点目は、小学校英会話学習普及事業について質問します。平成14年度新規県事業の1つに小学校英会話学習普及事業があります。この事業は、国際化に対応した教育の一環として、非常勤講師により、各市町村で1校を推進校として実施されます。授業は原則として総合的な学習の時間の中で、3、4年生は2週間に1時数、5、6年生は週1時数行われます。防府市は勝間小学校が推進校と伺いました。同校で行われている英会話の授業内容を聞かせてください。

それと、この県事業は3年間の期限つきと聞きました。防府市教育委員会として、この事業の成果をどのように評価するのか。そして、小学校英会話教育をどのように展開するのか、この事業の計画を聞かせてください。

以上で、壇上からの質問を終わります。

議長（久保 玄爾君） 8番、藤本議員の質問に対する答弁を求めます。まず最初に、行政改革について。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

市長（松浦 正人君） ただいま藤本議員からは、私の2期目の市政をスタートするに当たりまして、これからの市政運営、とりわけ行政改革につきまして温かい御声援と力強いお励ましをいただきました。まことにありがたく感謝申し上げる次第であります。

お尋ねの1点目の行政改革のスケジュールについての御質問でございますが、昨年、庁内各職場、あるいは職員から自分の職場や他の部署での事務事業について提案された、行

政改革の取り組み項目が103項目ございました。これらの項目をどのような手順で調査検討し、行政改革につなげていくか、業務の現状分析のほか、行革による市民への影響度等を考慮し、4段階の区分けを行ったところであります。そして、市民生活に直接関係のあるものは、民間の有識者からなる行政改革委員会に諮問し、ご存じのとおり、答申をいただきましたが、現在、この答申を踏まえ、それぞれの業務ごとに担当課において推進計画の策定に向け、鋭意取り組んでいるところでございます。

また、庁内組織の取り組み状況を申し上げますと、行政全体の問題となる項目につきましては、研究部会により調査研究されたものが、さらに幹事会での詳細検討を経て、庁内にある行政改革推進会議においてそれぞれ業務の改革の方向性を定めた項目別の推進計画策定指針、つまり、推進計画を策定する上で、重要かつ基本的なガイドラインと言えるものを一部ではありますが、このほど決定いたしましたので、近日中に関係部課長あてに通知し、推進計画はもとより、実施計画の策定に着手いたすところでございます。

このほか、各担当部署において自主的に取り組むべき項目についても、近々に推進会議から推進計画を策定する上でのポイントとなる事項を指示いたす予定でございます。なお、103の取り組み項目の中に、当初取り組みの方向性が出せなかった検討項目もございしますが、この項目についてもいま一度行政改革の観点から、推進会議において検討いたす予定でございます。このほか、全取り組み項目を行革項目として取り組むかどうかの再検討も現在いたしております。

以上、申し上げましたような取り組み状況でございますので、現時点での進捗率につきましては、計画策定までの事務量を100といたしますと、おおむね60程度のできではなかるうかと考えております。

また、お尋ねの推進計画の完成の時期につきましては、答申をいただきましたものの中には、例えば小・中学校給食協議会での協議を経て、推進計画を策定するものなど、ある程度の期間が必要なものもございしますが、総体的には8月末ごろを目途としております。なお、本市議会定例会が終了後、直ちに市内15地域の公民館等におきまして、私を囲む「市長を囲む合併・行革トーク」と題します市政懇談会を開催し、行政改革についても御説明申し上げ、また市民の皆様からの御質問にもお答えして、御理解を賜ることとしております。

2点目の民間委託の推進に対する反対の署名活動についての御質問でございますが、仰せのとおり、民間企業ではこの未曾有の不況下を乗り切るため、発想の転換はもとより、かつてのイデオロギー的な対立関係を払拭するなど、労使一体の協調体制のもと、会社存続のため、ぎりぎりの努力をされておられることを私は痛感いたしております。4年前の

選挙で、市民の皆様の御負託をいただき、市長に就任して以来、ふるさと防府市の市勢発展のため、市民の皆様からお預かりした貴重な血税を有効かつ重点的に配分することはもとより、歳出面でも、あらゆる事務事業に聖域を設けることなく、改革と改善を実行してまいりました。特別職や部長職の期末勤勉手当の削減をスタートといたしまして、職員の住宅手当、あるいは通勤手当の制度の適正化も行ってきたところでございます。こうした形で捻出された財源は、新しい行政需要のための財源として充当して、12万市民の福祉の増進を図ってまいったところでございます。

この4年間のこの政治姿勢は、いささかも変わることなく、このたびの所信表明演説でも申し上げましたんですが、行政改革の断行と県央中核都市の実現は最重要課題であり、断固たる信念と不退転の決意を持って取り組んでまいる覚悟であると、このように申し上げたところでございます。

さて、民間委託反対の署名活動を行った職員についてどのように考えているのかのお尋ねでございますが、私は事あるごとに職員の理解を得るように努め、大部分の職員は理解してくれていると信じておりますが、行政改革の重要性を認識していない職員、とりわけ職員組合の指導者層が署名活動の先頭に立って、自分たちは首になるだとか、意図的に誤った情報、あるいは民間委託で行政サービスが低下するなどの情報を流して、多くの市民や市の職員を惑わし、そして、反対署名活動に取り組んだことは、まことに残念でなりませんし、こうした一部の職員の公務員としての自覚のなさは、嘆かわしい限りであると私自身思っております。十分な議員に対しての御回答にならないかと思いますが、今後さらに、全職員に対してさらなる意識改革を求め、市と市民のための行政改革や業務全般の見直しを積極的に行うよう、徹底いたす所存でございます。

また、本年4月からでございますが、全庁各職場において朝礼をいたすことにしております。既に実施しているわけでございますが、その朝礼に私自身が出向いておりまして、各職場を激励してまいり、職員とのコミュニケーションを図るなど、職員との一体感の醸成に努めているところでございます。

3点目の行政評価システムの導入についての御質問でございますが、最初に行政評価システムとはどのようなものかについて簡単に御説明申し上げますと、国や自治体などの行政全般には重要な計画から始まって、政策、施策、そして細かな事務事業まで、相当数の行政項目がございますが、これらの事務事業一つ一つについて、一定の基準や標準を持って、その事業の妥当性や事業着手前に策定した計画の達成率などを測定し、総合的な成果を判定することが事務事業評価と言われているものでございます。この事務事業評価に施策、政策評価を加えまして、行政評価と申しております。さらに、この行政評価を予算や

定員管理等と連動したシステムとして構築したものが行政評価システムでございます。このシステム導入により、政策、施策や事業の成果を目で見える形で示すことができますし、効率性や費用対効果など、行政改革の観点から事務事業の見直しなどに活用していくことが可能となってまいります。

次にお尋ねの民間委託する6項目について、この行政評価システムで評価できるかどうか、今後、行政改革推進会議の中で検討してまいりたいと存じます。残余の御質問につきましては、教育長及び教育次長から答弁いたさせます。よろしくお願い申し上げます。

議長（久保 玄爾君） 8番。

8番（藤本 和久君） ありがとうございます。再質問をさせていただきたいと思えます。

まず、スケジュールの方ですけれども、現在庁内の推進体制の中で行革推進会議というのが設けてあります。このメンバーは助役以下部長等で構成されます委員が16名、部次長、課長で構成された幹事が16名となっています。この組織は、いわば頭脳集団であって、ワーキングチームではありません。実作業は各部門の職員が行うようになると思うんですけれども、今やっている事務事業の片手間でできるような簡単な行政改革ではないと、私は思うわけですけれども、これは個人的な意見ですが、ワーキングチームをつくって、そこで重点的にやるべきではないかと思うんですが、いかがでしょうか。

議長（久保 玄爾君） 助役。

助役（土井 章君） それぞれの項目につきましてワーキンググループをつくって検討をしております。ですから、直接担当する業務課だけではなくて、昔そこにいた職員とかというような者も入れまして、あるいは全く経験したことのないような者も入れまして、それぞれの項目、それぞれワーキンググループで検討しているのが実態でございます。

議長（久保 玄爾君） 8番。

8番（藤本 和久君） 今いただいています庁内組織体制の中では、そういう組織はありませんけれども、そういうワーキングチームというのは、一つの場所といたらおかしいですけれども、室に固まってそこでやるのか、ばらばらでやるのか、どちらでしょうか。

議長（久保 玄爾君） 総務部長。

総務部長（中村 武則君） ただいま助役の方から答弁申し上げましたように、現在、6つの研究部会をつくっております。それぞれの研究部会で討議をしていくわけですが、1カ所に集まって全員がやっております。

議長（久保 玄爾君） 8番。

8番（藤本 和久君） 今回の行政改革はおおむね3カ年で実施、または方針を策定す

ると、こういうふうになっていますけれども、いわば短期間の勝負になるわけです。計画がおくれると、計画倒れになる危険性がありますので、完璧な計画よりは、完璧でなくても、スピードを優先した計画にして、少しでも早く着手していただきたいと思います。

次ですけれども、反対署名に参加した職員についてお伺いします。先ほど市長から答弁がありましたけれども、悪さの中の一つに、彼らの上司、管理監督者の悪さが聞こえなかったんですが、そこらはどういうふうに思われていますか。

議長（久保 玄爾君） 市長。

市長（松浦 正人君） 管理監督の責任というものはすべて私にあるかと思っております。先ほど壇上で申し上げましたのは、組合の指導者の人たちがそれなりの考え方の中で、それを組合員に伝達し、そして、ああいう形に広がっていったというふうに思うわけですが、私とその動きをどうこうするということは到底できる作業ではございませんし、職員一人ひとりがそれらの情報をもとに判断を下していくことではないのかなと。したがって、助役、あるいは各部長、あるいは各課長、組合には所属をしていない管理職の人たちがこれにどうこうという形はなかなか実のところ、難しいことではないのかなと。もちろん、勤務時間内にそのような活動をすれば、これは注意をすることは当然でございますし、もっと厳密に言えば、勤務時間内に組合から配られておる書類に目を通すことも、これまた注意をしていってもいい事項であろうと、私はそのように個人的には認識をしているところでございます。

議長（久保 玄爾君） 8番。

8番（藤本 和久君） すみません、質問の要点をきっちり言いませんので、ちょっとしゃべらせていただきたいと思いますが、行政はサービス産業と言われております。骨格は税という対価を支払う市民であります。市民はその税に見合う成果を求めています。このサービス産業の中で勝ち抜くには、今までのような与えられた仕事をただこなすだけではだめで、顧客志向といえますか、市民志向が必要になると思います。この顧客満足度をいかに上げるか、これはすばらしい人材をいかに確保するかということにかかっていると思うんです。行政改革は、人間改革といったら大げさですけれども、人間教育といえますか、人材育成というものにかかっていると言っても過言ではないと思います。

人材育成と対になるのが人事考課だというふうに思います。人事考課については、まだ防府市はやっていませんので、まことに恐縮ですけれども、私の経験からちょっと話をさせていただきますけれども、人事考課は能力と業務実績、勤務態度、これらで評価するわけですけれども、能力について言えば、業務遂行能力、問題解決能力、人間関係能力、この3つで評価するんですけれども、行政改革に反対をされた職員、それを部下に持つ上

司、これらは業務遂行能力と人間関係能力に私は欠けていたのではないかと。私が言います上司というのは、係長であり、課長クラスを言っています。決して助役とか市長を言っているわけではありません。この問題解決能力と人間関係能力、これを高めるのは非常に難しいと思います。先ほど言いました業務遂行能力、これは独学で勉強すれば、仕事を通じてどんどん向上しますけれども、今の2つはなかなか向上しない。職場でのオン・ザ・ジョブ・トレーニングと言いますが、OJTとかきちっとした教育訓練計画のもとにやっていると、なかなか上達をしないと思います。

このような問題解決能力、人間関係能力を高めるには、どのようなツールで行うのか、もし予定があれば聞かせてください。

議長（久保 玄爾君） 市長。

市長（松浦 正人君） 私は、藤本さんのおっしゃるお話は、私にはピンとくるし、ビシビシ響いてくるものがあるわけなんです。しかし、長年この行政システムの中で、ずっとなれてきた方々から見ますと、今おっしゃられておられるような事柄は、どこか別の世界のお話のように聞こえてくるところもあるのではないかなと、その実、私は思いながら伺っておりました。しかし、市民が主役といいますが、市民の方に志向した、目線が市民のサイドに立った、目線が市民と同じサイドで行政をやっていくということは、まさに絶対に求められているあるべき姿でありますので、そうした考え方の中から、たしか今年の6月議会で馬野議員の質問でお答えしたのかと思いますけれども、人事考課制度というのは、これの段階的導入を既に予定いたしておきまして、その方針に沿って進めてまいりたい、そのように思っております。冒頭申し上げましたように、若干スピードがそういう面では遅いというおしかりを受けるかと思うわけでございますけれども、その必要性を大変大きく感じておりますので、よろしく願いいたします。

議長（久保 玄爾君） 8番。

8番（藤本 和久君） ちょっと具体的な話をさせていただきたいんですけども、業務計画をつくれますよね、各部門が。つくられた業務計画に対して、これはどのように職員に展開をして、職員からどのような協定を結ぶのか。いわゆる話し合いですよ。課長は係長と、係長は職員と話し合いをされると思うんですけども、どのような話し合いをされたのか。今回の行政改革についてどのような話し合いをされたのか、答弁できればお願いします。

議長（久保 玄爾君） 総務部長。

総務部長（中村 武則君） ただいまの御質問でございますが、それぞれ行政改革につきましては、関係部署、関係部課におきまして、それぞれの部内での会議等を持っており

ますので、その中でいろいろ検討しております。

議長（久保 玄爾君） 8 番。

8 番（藤本 和久君） もう一回質問させていただきますけれども、業務計画をつくって、それをどのように部下に伝え、それから部下からどのような協定といいますか、こういうことをやりますという情報をもっているかということです。例えば、書面に書いて、私は今期こういうことをやりますというような職員の業務計画は、当然業務計画が出れば上がらなければおかしいんですけども、そのキャッチボールはどのようにされているか、これを伺っています。

議長（久保 玄爾君） 総務部長。

総務部長（中村 武則君） 現在、議員御指摘の事項でございますが、業務計画を部下におろし、それをまた吸い上げるということは、実態的にはやっておりません。

議長（久保 玄爾君） 8 番。

8 番（藤本 和久君） やはりそれをやることによって、問題解決能力、人間関係能力は上がってくると思うんです。ぜひやっていただきたいと思います。

それから、行政評価システムですけれども、先進的な市が、札幌市なんか、もう既に導入されていますけれども、この防府市は自分の力でやるのか、外部に委託をするのか、どちらでしょうか。

議長（久保 玄爾君） 答弁を求めます。総務部長。

総務部長（中村 武則君） 行政評価システムにつながります前段の事項と申しますか、現在は職員の定員管理、事務事業の見直し等を外部のコンサルタントに委託をして実施をしております。間もなく成果が発表できるものというふうに思っております。

議長（久保 玄爾君） 8 番。

8 番（藤本 和久君） 外部に委託されたということですが、今後、各自治体がこのシステムを導入していくと思うんですね。そうすると、各自治体間でその数値が比較できないと私はいけないと思うんですね。そうすることは、同じ評価システムを各自治体が導入すればいいんですけども、民間企業に委託すれば、それぞれ違ったシステムができ上がると思います。できれば、一番実績のあるシンクタンクといいますか、そういったところを、システムを構築できる企業を選定していただきたいというふうに思います。

それから、この評価システムには当然、行政コストもあると思うんですけども、国が向こう 10 年間で行政コストを 30% 削減するというふうに言っております。今回の行政改革に限らず、行政コストリダクションは常にやっていかにかいにかぬと思うんですけども、もし市内で何年後には行政コストを何%下げるというふうな目標があれば、聞かせ

てください。

議長（久保 玄爾君） 助役。

助役（土井 章君） 行政コストを何%下げるといふ具体的な計画は持っておりません。と申しますのは、行政コストをはかることはなかなか難しいんでございますが、例えば手数料を幾らにするかというような単純反復作業等につきましては、何件ぐらい年間取り扱って、それに要する人件費が幾らかかってという形で、1件あたり200円だとか250円だとか数字を出して計算するわけでございますが、一方では、用地交渉であるとかいうようなものは、難航も予想されますし、あるいはごく単純にいくようなものもありまして、いろんな行政の中には、単純にコストがはかれるものとはかれないものがあるかと思ひます。そうした中で、このたび行政改革をやるうということにいたしましたものは、先進地、もう既にやっているところの情報等も得まして、職員からどういふことが行政改革の俎上に上げられるかというものをださせたのが103項目でございまして、そのうち我々の方で具体的に他市等々の事例も調べましてやっぺいこう。そして、市民生活に直接関係あるものについては、行革委員会の皆様方に審議をいただき、そして、そこまでの必要のないものにつきましては、全庁挙げての推進会議で検討しうということでございます。

そして、その中で6項目につきましては、先ほどから藤本議員さんも御指摘かもしれませんが、確かに行政コストが民間と直営ではどれほど違ふのかうことを市民の皆様へ御教示しながらやっぺいのが筋だとは思ひますが、これにつきましては、他市、もう既にやっぺいところについてお伺ひして、話も聞いたりして、具体的にどの程度の削減効果があったかといううことも伺ひながらやっぺいしております。そういうことから、具体的にごみを委託にしたら幾ら安くなるかといううコスト計算は現在はいたしておりませんが、削減効果が出ることはまず間違いないうふうにしてありますし、常日ごろから市長も申し上げてありますように、事業一つをやるにしても費用対効果を検証しながらやっぺいいくことは当たり前のことでございますが、トータルとして30%、20%行政コストを下げるといふ具体的な目標は持っていないのが実情でございます。

それと、先ほど総務部長がお答えしました業務計画に基づく協定云々という話は、多分行政改革というよりは人事考課でのことかなというふうにして思ひますが、先ほど市長が申し上げましたように、人事考課は現在まだやっぺいありません。今からやる予定にしてありますし、その人事考課制度をやるようになりましたら、もちろん作業計画もお互いに出し、そして協定も結び、そして、それを年度末といひますが、ある時期が来たら評価をしう形のものになっていくのかなというふうにして思ひしております。よろしくお願ひします。

議長（久保 玄爾君） それでは次に、学校教育について。教育長。

〔教育長 岡田 利雄君 登壇〕

教育長（岡田 利雄君） 私の方からは、学校教育についての（３）小学校英会話学習普及事業についての御質問にお答えいたします。

まず、本市の指定校であります勝間小学校の授業内容について御説明いたします。毎週木曜日に行われます総合的な学習の時間の中で３年生、４年生は２週間に１時間、５年生、６年生は週１時間、英会話の学習が行われます。各学年に応じた年間指導計画が立てられ実践されております。３年生、４年生は、歌やゲーム等のさまざまな活動を通して、英会話の楽しさを体験させようとしています。５年生、６年生では、寸劇や行事等の体験に絡めながら、簡単な英会話が日常生活の中で生かせるようにしたり、日本と海外の習慣の相違を理解させたりしようとしています。特別非常勤講師は市内に住んでおられ、英会話能力にすぐれた方です。授業は非常勤講師と学級担任がＴＴ（チーム・ティーチング）等の指導形態をとりながら実践しています。子どもたちはこの学習を大変楽しみにしており、生き生きと取り組んでおります。

次に、この事業につきまして、防府市教育委員会の評価についてお話しいたします。現在、防府市では、勝間小学校以外にもＡＬＴとの交流活動などで、３校が英会話学習を実践しています。国際人としての活躍が期待される子どもたちにとって、外国語に、この場合は英語ですが、早くからなれ親しむことは、非常に意義深いことだと考えます。将来的には、できるだけ多くの学校の児童に英語に触れたり、外国の生活や文化等になれ親しんだりしてほしいと考えております。県の指定期間は３年間でございますが、県教委と十分協議して、事業の継続を強く要望してまいりたいと考えております。県事業としての継続が難しい場合は、勝間小学校を初め、市内３校の取り組み状況等の情報交換をいただきながら、事業の継続に向けた指導体制、指導方法の研究をしてまいりたいと考えております。残余の御質問につきましては、教育次長に答弁いたさせます。

議長（久保 玄爾君） 教育次長。

教育次長（山下 州夫君） それでは、小・中学校の窓ガラスの清掃についてお答えをいたします。

市内には、小学校１７校と中学校１１校の計２８校がありますが、このうち２階建て以上の校舎で教室側にベランダのある学校は小学校の全校、中学校では５校の計２２校でございます。まず、窓ガラスの清掃の状況を申しますと、教室側にベランダのある校舎は、教職員の巡視のもと、児童・生徒により教室側のすべての窓ガラスの内側、外側を清掃いたしております。また、ベランダがない校舎につきましては、１階部分の内側、外側の清

掃を年1回から3回程度実施いたしております。2階、3階、4階部分につきましては、危険が伴いますので、内側のみ清掃している状況でございます。いずれにいたしましても、学校施設は児童・生徒の学習、生活の場でありますので、よい教育環境がつくれますよう学校現場と連携を図り、方策を考えていきたいと思っております。

次に、自衛隊練習機の防音対策についてでございますが、議員御案内のとおり、防衛庁の補助を受けて防音工事を実施いたしております。この補助事業は、昭和49年6月に防衛施設周辺的生活環境の整備等に関する法律が制定され、実施したものでございます。市内の小・中学校の防音工事は、音響の強度が80デシベル以上の施設で、1級から4級工事の中の2級工事として補助を受け、既存の鉄筋コンクリートづくりの施設をサッシの取りかえ等で模様がえをいたし、30デシベルから35デシベルまで音を軽減する防音工事を実施いたしております。また、防音事業管理維持費として、換気設備の稼働に伴います電気料金の助成も受けております。

それでは、御質問のお答えでございますが、練習機の飛行が始まり、飛行回数が多く、声が聞こえない等、授業に支障が生ずる日は、暑くとも窓を閉め、換気設備を稼働して授業を行っております。この補助事業は、窓を閉め、換気設備を稼働することが基本ではありますが、比較的飛行回数が少ない日につきましては、窓をあけて授業を行っているのが現状でございます。なお、平成15年から16年度にかけて、全機低騒音型練習機が導入されると聞いておりますので、騒音も軽減されるものと期待をしているところでございます。御理解をお願いいたします。

議長（久保 玄爾君） 8番。

8番（藤本 和久君） 英会話授業の再質問をさせていただきますけれども、授業の成果をどのように評価するのか。今、教育長は次からもやりたいような答弁でしたけれども、3年間でどのように評価をして継続するのか。それをもう一度答弁をお願いします。

議長（久保 玄爾君） 教育長。

教育長（岡田 利雄君） お答えいたします。今、勝間小学校は研究指定校ということで3年間の指定を受けているわけでございますが、英会話学習でありまして、英語の授業ではございません。したがって、まず児童たちがこの英語に触れるということによって、どういうふうな態度、あるいは物の考え方の変化につながっていくかという、そういった教育的な問題と、それからこれを続けることがどういう意味を持ってくるか。そういったことから、この授業を評価してみたいと思っております。先ほど申しましたように、現段階では児童が非常に興味・関心がありますし、また意欲的にやっているということですので、これを継続することをぜひ願いたいわけでございますが、3年間という中でどういうふう

な変容があるのか、これを十分に吟味したいと思っております。

議長（久保 玄爾君） 8 番。

8 番（藤本 和久君） 窓ガラスの掃除ですけれども、22校は実施しているからいいとして、6校ですよね。これは今の答弁では今から考えていきたいというふうな答弁でしたけれども、考えていくんじゃなくて、この6校だけなら清掃業者に任せて定期的にやるという答弁をいただきましたかったんですが、それはどうでしょうか。

議長（久保 玄爾君） 教育次長。

教育次長（山下 州夫君） 議員さん御指摘のとおりでございますが、まず3階、4階になりますと、足場を組まなければ今実施できないような学校のつくりになっております。屋上からつり下げてという設備を整えておりませんので、相当な経費を要するというところで、教育委員会としましては、学校とも協議して、ほかの方法があればという協議をさせていきたいというふうに考えております。

議長（久保 玄爾君） 8 番。

8 番（藤本 和久君） 教育現場がきれいなところで教育をしたいという思いはあるんですよね、しかし6校はできないんですよ。汚れて仕方なかったら、業者に依頼してやるということなのか、あるいはもう全然やらぬというのか、どちらでしょうか。

議長（久保 玄爾君） 教育長。

教育次長（山下 州夫君） 教育委員会といたしましては、まず第一に、児童・生徒の安全を第一という考えをしております、学校でやるという方法は考えておりません。そうしますと、どうしても私ども委託する以外には方法はないんじゃないかというふうには考えておりますが、その委託の方法にしましても、どういう方法でできる方法があるのか、そのあたりは学校と十分協議をしてみたいというふうに考えております。

議長（久保 玄爾君） 8 番。

8 番（藤本 和久君） 私が言っているのは、児童・生徒にやらせろと言うんじゃない。できないから、業者にやってくれと言っているんですね。ぜひ検討していただきたいと思っております。

それから、自衛隊練習機の騒音対策ですが、窓を閉めて授業をしているという学校があるように今伺いました。ということは、物すごい蒸し暑い中で授業をしているわけです。これは教育委員会として、それはよしとしておるのか、自衛隊もそれでええとしているのか、どちらでしょうか。それを伺いたいと思います。

議長（久保 玄爾君） 教育次長。

教育次長（山下 州夫君） 先ほども御答弁いたしましたように、防音工事そのものが

窓を閉めて換気設備をしながら音に対応するという工事そのものでございまして、基本的には防衛庁からもそういう指示でございます。

議長（久保 玄爾君） 8 番。

8 番（藤本 和久君） 温度コントロールされている風が教室に入れば、それはそれで成り立ちます。しかし、外気温と同じものが部屋の中に入ってきて、子どもたちは暑いんですよ。先生方も暑いと思います。これはやっぱり考えていただきたいというふうに思うんですけども、平成 15 年度から低騒音機が入るということに期待したいと思ひまして、私の質問を終わります。

議長（久保 玄爾君） 以上で 8 番、藤本議員の質問を終わります。

ここで昼食のため午後 1 時まで休憩といたします。

午前 11 時 48 分 休憩

---

午後 1 時 1 分 開議

議長（久保 玄爾君） 休憩を閉じて会議を再開いたします。

午前中に引き続き一般質問を続行いたします。

次は、16 番、安藤議員。

〔16 番 安藤 二郎君 登壇〕

16 番（安藤 二郎君） 政友会の安藤でございます。今朝は 6 時に起きまして地区内を一回りいたしまして、そして神前にて一礼をいたしまして、さらに斎戒沐浴をいたしましてこの場に臨みました。どうか執行部におかれましては、誠意のある御回答をよろしくお願いいたします。

それでは、まず第 1 点、小野小学校の建設についてお尋ねいたします。この件に関しましては近々既に着工の時点ですので、いろいろと情報としましては現時点で出しにくい点もあると思いますが、皆さんに提供できる範囲で情報をひとつよろしくお願いいたします。

後世に残る、そしてまたあるいは残したい建物というのはどんな建物のことをいうのでしょうか。それは時がたてばたつほど価値のあるものになっていく、また美しくなっていく、そんなものではないですか。それが文化です。そして自分たちのまちに誇りを持ち、いつまでも愛着が感じられるものではないでしょうか。それが語り継がれていく歴史です。今回の小野小学校の建物は、時がたてばたつほど価値が出るような、そして美しくなるような、そしていつまでも自分たちのまちの誇りとなるような建物にしようではありませんか。この小学校に通った小学生たちが、50 年たってなお、そのままのすばらしい学校の姿を残しているとしたらどんなに感激することでしょう。

さて、それでは時がたつにつれて価値が出てくるもの、美しくなるものとはどんなもの  
のことを言うのでしょうか。私は数年前、ある小論文の中でこのことを訴えました。それ  
はコンクリート、プラスチック、ガラスといった現代人が加工してつくり上げたもので建  
設された建築物は、建てた直後が最も美しく、すぐあすの日から劣化に向けて走り出しま  
す。ガラスなら毎日でも掃除しなくてはなりません。コンクリートなら一雨さらせば汚れ  
てしまいます。文化として建物を残したいとするならば、時を経るごとに美しくなるもの  
が欲しい。それは何か。それこそが木であり石なのです。日本の多くの地で残されている  
由緒あるお寺は、すばらしい木造建築物です。そしてヨーロッパのいつまでも美しい町並  
みは石づくりです。

さてそれはどうしてでしょう。木や石が自然の産物だからです。人によって加工がされ  
ていないからです。法隆寺の宮大工として著名な西岡常一さんという人は、昭和の大修理  
のときに塔の心柱のヒノキが厳然と1300年を経て保たれているのに驚かされます。ち  
ょっと削りますとまだヒノキの香りがしてくると言います。どうですか、まさに木のすば  
らしさ、自然のすばらしさに触れる思いがするでしょう。こうしたものこそが時を経るご  
とに美しさを増してくるものと言えるでしょう。ワックスではなくて、ぞうきんがけをし  
て米ぬかで床をふいてみましょうよ。そのときの床の輝きは何を語ってくれますか。そん  
な床にしたいと思います。「柱の傷はおととしの5月5日の背比べ」を今の子どもたちに  
やらせたいじゃありませんか。そんな柱であってほしいものです。

こうした意味で、今回の小野小学校の木造建築への決断は、自然との調和という意味で  
極めて意義深く、県内のモデル校として誇りになり得るものになるであろうことを期待し  
ております。

そこで質問の第1点ですが、最初に木造建築とされたその基本理念について、最初に木  
造建築とはどういうものか。どういうふうな定義をされているか。そして今回の建築は特  
に木造平屋建てを決断されたようですが、この基本的な理念はどこにあったのか、お尋ね  
をいたします。大規模な公共建築物については、ほとんどの場合は強度、耐用年数等から  
コンクリートあるいは鉄骨づくりですが、あえて木造とした意味には木の特質、地方の特  
性、立地の特性、地場産業の環境、教材としての価値等いろいろな局面からの議論があっ  
たに違いありません。その最大のキーポイントは何だったのでしょうか。それが第1点。

第2点、基本構造の材質及び内外装の仕様についてです。

大規模建築で採用されているコンクリート、あるいは鉄骨づくりの建築物に匹敵するだ  
けのものにするために、種々の基本構造は取り入れられていると思われます。柱、はり、  
けたによってなされるいわゆるラーメン構造、あるいは合掌、トラス等が考えられますけ

れども、これらの基本構造部に使用される構造物の材質は、いわゆるムクの材料を使用されるのかどうか。通常、ムクの柱、はりをもし採用されるとするならば、少なくとも1年くらい前には事前に準備をしまして、自然乾燥した上でないと使用できないと思います。いかがされるのでしょうか。それともそれにかわるような材質のものがあるのでしょうか、この点についてお尋ねいたします。また、内部の天井、壁、床、また外部の壁について、それぞれどんな仕様でされようとしているのかをお尋ねいたします。

第3点、木材の調達計画についてお尋ねいたします。

国では盛んに不況状況は脱却したような話をしてありますが、ごらんのとおり地方においてはなおそうした認識には至っておりません。このような中で多量の木材を使用するという、地方産業の振興にとって最ももってこいの題材が提供されるわけですから、この際地場産業の活性化に、景況感の盛り上げに、特に市長さんが提言されている元気盛り上げのために、少なくとも市内に立地する木材供給会社が潤うような環境を醸成すべきだと思われませんが、いかがお考えでしょうか。

第4点、施工者の選定について。木造平屋建てというのは木造建築物の中で最も簡単な工法であります。非常に高度な技量を要すると思われまして60坪を越す在来木造工法による家屋とか、あるいはまたお寺といった建築物に比べますと極めて容易なものと考えられます。私も一応、一級建築施工監理技士という監理技術者の免許を持っております。もしそれが許されるならば、私に20人の大工さんを提供してください。そうすれば市職員の総指揮のもと、私が現場監督でこの仕事を成就します。そのくらい易しい工法でございます。それを前提にして、こんなことは今、私に20人の大工を出せというような発注の仕方はできないでしょうが、ただこの前テレビで若い国会議員の方がおもしろいことを言っておりました。

「時期尚早と言ってできないことは100年かかってもできないことだ」それから「前例がないからできないということは、200年かかってもできないことだ」というふうなことを議員さんが言っておりました。まさにそのとおりです。前例がないというような言葉は、どうも国でも地方でも政治の世界ではよく使われる言葉ですが、前例があってやるのならちっともおもしろいことはありません。前例がないから夢があり楽しいじゃありませんか。少し考えてください。また、この質問に施工業者の選定ではなくて施工者の選定と書きました。施工業者の選定ではないということはどういうことか。産業界にとって最も身近で、しかも最も底辺の広い建設業界にとって、最も現在苦しんでいるのはだれか。大工さんを初めとする、いわゆるいろんな業種の職人さんたちです。できるだけ多くの地元の大工さん、職人さんたちが参加できるような環境にしていきたいものです。だか

ら施工業者ではなくて施工者と書きあらわしました。前項で申し上げましたけれど、職人さんたちが潤うこと、これが市長さんの言われる元気のもとになりましょう。そしてまた、何と言っても市内の大工さんの心意気です。小野小学校は、おれたち防府の大工がつくったぞという誇りです。そうした環境づくりを進めていただきたいと思います。どのような考え方で発注されるのかお尋ねをいたします。

5番目です。太陽光発電の活用計画についてです。将来のエネルギー問題を考えるときに、以前は石炭、石油、天然ガスといった化石燃料と言われる、いわゆる資源の枯渇が問題になりました。すなわち石油はあと何年もつ、ウランはあと何年もつといったことが議論の中心でした。しかし、これら化石燃料は、燃やせば得られたエネルギーに比例して炭酸ガスと水を発生いたします。炭酸ガスの増加で現在最も問題視されているのが、御存じ地球温暖化の問題であります。地球温暖化には、いろいろと我々人類にとっておもしろくない結果が出てきます。今はこのようなエネルギー問題は環境問題へと議論が移ってまいりました。こうした中で新しいエネルギーとして太陽光発電は特に送電しなくて済むという家庭の電気供給源として、また比較的使用量が限定される公共物の電気供給源として、活発に活用され始めました。今回、小野小学校で太陽光発電の活用に踏み切られたことは極めて意義ある試みと言えますが、どのような計画をされているのかお尋ねをいたします。

以上で小野小学校に関する質問を終わります。

次は、先の長い話ですけれども国民文化祭・国民体育大会への参画についての質問をいたします。

2001年、昨年策定された第3次防府市総合計画の中で、基本目標、防府市の目指す姿として「美しい中核都市を目指して」とあります。美しい中核都市とは、自然との調和のもと、活気とにぎわいのあるまちということらしいですが、そしてまた多くの人々が集い、楽しみ、憩えるような快適な都市空間を創造することとあります。自然との調和の中から、このような都市空間を創造するにはどうしたらいいでしょうか。現状は必ずしもこれにうたわれていることが十分に反映しているようには思えません。

こうした中、願ってもない絶好の機会がやってまいりました。4年後には国民文化祭があります。9年後には国民体育大会があります。多くの人々が集い、楽しみ、憩える快適な都市空間創造のための絶好の機会です。これを利用しない手はありません。市民一丸となって、ハード、ソフト両面にわたって、防府の新しいまちづくりへ向けて邁進する格好の機会です。現状ではどうもこの2つのイベントも県主導のもので、県の申すままとというふうな気配ですが、そうなる前に防府市独自の発想で、積極的な誘致に全力を尽くすべきではないでしょうか。新しいまちづくりという認識を持つとすれば、1つの担当部課に任

せられるような案件ではなくて、全庁的課題として位置づけしなくてはならない課題であろうと思われます。まずは市として意気込みを市長さんからお聞かせ願いたいと思います。

そこで第1点、国民文化祭について。御紹介するまでもなく防府には多くの文化遺産があります。国府跡地、国分寺、天満宮、毛利邸。ハード面において、県下他都市に比較してこれほどそろった市はありません。この文化祭を契機として、県内外に文化都市防府を発信し、さらなる発展に結びつけようではありませんか。さらに人材面においても、ここにおられる山田議員を筆頭に県下に名立たる人材があふれております。この行事については、防府の新しいまちづくりの中でも、特にソフト面での企画ということが課題になってくるでしょう。ぜひ衆知を集めて実りある計画の策定を期待しております。これに対してどのような計画をお持ちかお尋ねをいたします。

第2点、国民体育大会について。国民文化祭が主としてソフトの分野で新しいまちづくりの核となるであろうと述べましたが、体育大会につきましては、主としてハード面から新しいまちづくりの核となると思われます。公式記録として認知されない陸上競技場と書いておりましたら、スポーツ振興課からクレームがつきまして、公認記録はちゃんと認知されますというお話。ただし国体級の競技はできない陸上競技場ですと言われたので、それなら言っていることは同じだと言いましたけれども、要するに国体級の競技はできないという陸上競技場、また、どっちにしても、全国規模の使用には、どんな競技にも使用に耐えられない体育館、プロ野球の招聘にも応じられない野球場、どれをとっても中途半端な体育施設を何とか全国規模の大会に耐え得るような競技場を計画しようではありませんか。わずかな望みといえ、今回多々良高校の新設に伴いまして、サッカー場は十分期待できるものとなりましようが、これとてこの競技場だけではだめで、二、三また競技場が必要となるでしょう。

このような状況の中で、いち早く特定施設の更新計画を提示して、主要種目の誘致に向けて努力すべきではないでしょうか。このあたりについて市としてどのような計画をお持ちでしょうか、お尋ねをいたします。

これをもちまして壇上よりの質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

議長（久保 玄爾君） 16番、安藤議員の質問に対する答弁を求めます。

まず、2の国民文化祭・国民体育大会への参画について、市長の答弁を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

市長（松浦 正人君） 私からは国民文化祭・国民体育大会への参画についての御質問にお答えいたします。

まず、国民文化祭についてでございますが、御承知のように国民文化祭は昭和61年度

の東京都大会を皮切りに、毎年各都道府県持ち回りで開催されており、今年度は鳥取県、平成18年度には山口県で開催される予定になっております。この国民文化祭は、国民文化祭開催要綱、国民文化祭主催事業のガイドラインに従って開催されるわけですが、これまで開催した他県の例を見ますと、主催事業の開催時期は10月から11月にかけての10日間前後になっており、内容としましては開会式やパレード、閉会式等の総合フェスティバル、国民文化祭に関するシンポジウム、音楽、演劇、伝統芸能、舞踊、文芸、映像、美術、生活文化等の分野別フェスティバルが各市町村で開催されております。また、昨年開催した群馬県の国民文化祭実行委員会の予算規模を見ますと、16億4,200万円となっております。山口県におかれましては、平成14年度中に国民文化祭基本構想を策定し、15年度には第21回国民文化祭山口県実行委員会を設立されることになっております。

本市におきましては、今後県のスケジュールに従い、国民文化祭の開催事業について、文化関係団体や関係機関、並びに市民の皆様から広く御意見を承るため、企画委員会や実行委員会を立ち上げ、協議してまいりたいと考えております。なお、御指摘の国府跡地、国分寺、天満宮、毛利邸等の文化遺産を利用した企画につきましては、今後、企画委員会の中で協議していくことになろうかと認識しております。いずれにいたしましても、国民文化祭に積極的に取り組んでまいりますことは、市民の文化活動への参加意欲を高めることでもあり、新しいまちづくりの一助になるものと考えております。

続きまして、国民体育大会についての御質問にお答えいたします。

国民体育大会の開催地と種目の決定については、現在、山口県国体準備委員会で選定作業が行われております。防府市といたしましては、我が国最大のスポーツイベントである国体は、防府の元気を全国に発信する絶好の機会ととらえ、また国体開催が市民のスポーツ活動の発展に結びつき、市全体の活性化につながるよう取り組んでまいりたいと存じます。議員御指摘の国民体育大会の競技施設に関しましては、可能な限り現有施設を活用するということが山口県国体準備委員会で決定されておりますが、防府市といたしましては、国体を視野に入れることもさることながら、体育館に代表される老朽施設の建設を前向きに取り組むため、庁内委員による体育施設将来計画検討委員会を既に開催し、準備を進めているところでございます。

残余の御質問に関しましては担当部長より答弁いたさせます。

議長（久保 玄爾君） 16番。

16番（安藤 二郎君） もう少し市長さんの強力なる意気込みをお聞かせいただきたかったんですが、まあ端々に意気込みを感じましたのでよしとします。ひとつ強力な意気

込みでこの2つのイベントに対してお取り組みをいただきたいというふうに希望いたしましたと思います。

文化祭についてですけれども、企画委員会というのが今、御提示ありましたけれども、どういう構成で行われる予定でございますか。

議長（久保 玄爾君） 教育長。

教育長（岡田 利雄君） お答えいたします。

まだどういうふうな構成にするかということは現段階では考えておりませんが、人数的には30名前後であろうということのをこれまでのいろんな経緯から考えております。今、そういう段階でございます。

議長（久保 玄爾君） 16番。

16番（安藤 二郎君） 市長さんの意気込みに比べて、まだ何も手についていないということは非常に残念で、今からしっかりと計画していただきたいというふうに希望いたしておきます。

次に、体育大会についてですけれども、県の状況は現有施設を利用すると、さらに市長さんの意気込みにおかれましては、新しい体育館も視野に入れたという話がありますけれども、いわゆる合併も視野に入れられないといけないと思いますが、特例債のこともありますので、ここで体育館を更新するというふうな強い意欲はございませんか。その辺をはっきりとお願いいたします。

議長（久保 玄爾君） 市長。

市長（松浦 正人君） 私といたしましては、壇上からとても強い思いを込めて申し上げたところでございます。あえて重ねて申し上げます。

体育館に代表される老朽施設の建設を前向きに取り組むため、庁内委員による体育施設将来計画検討委員会を既に開催し、検討を進めております。どうぞよろしくお願いいたします。

議長（久保 玄爾君） 16番。

16番（安藤 二郎君） ありがとうございます。

誘致種目についての内容につきまして、公表できる範囲でひとつ防府市としての希望、そしてその誘致種目というのはいつの時点で決定がされるのか、その辺のタイムスケジュール的なことをひとつよろしく申し上げます。

議長（久保 玄爾君） 教育長。

教育長（岡田 利雄君） お答えいたします。

今、市としてお願いしているのはバレーボールの少年女子、陸上競技、バスケットボー

ル少年女子、軟式野球成年男子一般B、並びに自転車トラック競技の5種目を希望種目として提出しております。なお、これ以外に開催の希望競技団体という団体の方からも希望が出ておまして、馬術連盟、サッカー協会、クレー射撃協会、銃剣道連盟、テニス協会、水泳連盟の6団体の希望も提出しております。

今後のスケジュールでございますが、8月に山口県国体準備委員会により、山口県国体施設設置基準が制定されまして、現地調査、市町村ヒアリング等が行われ、来年の1月から3月にかけて会場地市町村の第一次案が決定されるようでございます。会場地の市町村決定後には市町村も国体準備委員会を設置することになりますので、本市もそれに準ずることになります。

いずれにいたしましても、山口国体が防府市のスポーツ振興の起爆剤となるよう、環境づくりに配慮していきたいと思っております。

以上でございます。

議長（久保 玄爾君） 16番。

16番（安藤 二郎君） ただいま2番目に陸上競技という希望が出ておりましたけれども、先ほど壇上からも申し上げましたが、国体級の競技はできないというふうになっているようですが、それでもなお陸上競技を誘致するというのでしょうか。それとも陸上競技場を国体級のものにやり直すという計画か、どちらでしょう。

議長（久保 玄爾君） 教育長。

教育長（岡田 利雄君） はい、お答えいたします。

あくまでも市の現段階での願いでございます。この開会、あるいは閉会行事の会場になるわけでございますので、県の国体準備委員会の方が総合的にお考えになるようですが、あくまでも防府市として陸上競技も希望するというふうに挙手をしたというように御理解いただきたいと思えます。

議長（久保 玄爾君） 16番。

16番（安藤 二郎君） 希望したところでやれないものを希望してもしようがないじゃないですか。それよりもやれるものを希望した方がいいと思うんですが、いかがでしょうか。

議長（久保 玄爾君） 教育長。

教育長（岡田 利雄君） お答えいたします。

議員御指摘のとおりではございますが、本市の陸上競技場も他市にはないよさもあるかと思えます。ただ、国体の開会行事、あるいは閉会行事には、規模として対応できないという残念さが残りますけれども、あくまでも我々の願いというふうにおとりいただきたい

と思っています。

議長（久保 玄爾君） それでは、国民文化祭・国民体育大会への参画についてを終わります。

次は、小野小学校の建設について答弁を求めます。教育長。

教育長（岡田 利雄君） 私の方からは小野小学校の建設に係る御質問の（１）と（５）についてお答えいたします。

まず、木造建築としたその基本理念についてお答えいたします。

学校は心身の成長期にある児童・生徒が家庭と並んで長い時間を過ごす場で、単に授業の場というのではなく、子どもの気持ちにこたえられるゆとりあるスペース、温か味のある豊かな生活空間づくりが求められております。子どもたちが成長する環境としてふさわしい学校は、総合的に判断しますと、自然素材で人間とは本来極めて相性のよい木が最適であると文部科学省発行の「木の学校づくり」という冊子で提唱されています。そこで木の特性でありますぬくもりや香り、肌ざわりややわらかさ、並びに美しさ等を利用し、子どもたちの豊かな学力と豊かな人間性をはぐくむ教育環境づくりは、木造がすぐれていると考えました。また、小野地区の皆様方から広い用地の御提供を受け、当地区の風景に調和する建物は木造建築が最適との考えもあり、これらすべてを勘案しまして木造平屋としたものでございます。御理解をお願いいたします。

次に、太陽光発電の活用計画についてお答えいたします。

ここ数年来、地球温暖化、オゾン層の破壊など、環境問題が社会的に大きく取り上げられております。学校施設につきましても環境への負荷の低減に対応した施設づくりが求められております。現在、国の施策の１つとして、施設面では周辺環境との調和、運営面では耐久性への配慮、教育面では教育環境への活用といった３つの点に留意し、環境に優しい学校施設、エコスクールのモデル整備事業が推進されております。小野小学校にあってはこの趣旨を踏まえ、児童や地域の方々が地球環境やエネルギーについて身近に学習でき、しかも校内の照明を賄うことのできる太陽光発電装置の設計を計画しています。

残余の御質問につきましては、担当の部長に答弁をお願いいたします。

議長（久保 玄爾君） 土木建築部長。

土木建築部長（林 勇夫君） 御質問の基本構造及び内外仕様について、木造の調達についてお答えを申し上げます。

御質問の件に関しましては、設計中であり、また入札執行前でありますので、詳細につきましては７月５日財務部監理課が入札告示を行いますので、基本的な考え方を述べさせていただきます。

基本構造は木造で山型ラーメン構造を採用しており、一部放射ドーム立体構造及びトラス構造を併用した建物としております。柱、はり、けた等には強度、耐火性、耐久性が求められますため、構造用集成材を使用することとしております。

次に内外仕様についてでございますが、児童の目に触れるところにつきましては木材を使用することとしております。仕上げ材につきましては、内部と床はナラ材の板張り、天井の一部はヒノキ材の板張り、外部の腰壁もヒノキ材の下見板張りで木材を使用することとしております。

続きまして木材の調達についてでございますが、木材の調達につきましては、設計図書配付資料の指示事項として請負者は施工する工事に要する資材の調達に当たり、市内産資材の購入及び市内取扱業者からの購入に努めるよう要請をしております。

以上でございます。

議長（久保 玄爾君） 財務部長。

財務部長（湯浅 克彦君） 次に、私の方からは御質問の4点目の施工者の選定についてお答えをいたします。

現在、本市で採用している工事等の発注形態につきましては、工事関係要綱等に基づき運用しているところです。それによりますと、本工事の建築資材については、設計金額は7億円を超えますので3社による共同企業体を結成させ、制限付き一般競争入札により施工業者を選定することになります。議員御提案の手法は、直営または管理委託方式になるかと思いますが、その方式を採用することになりますと、雇用する職人の身分保障など新たな問題が生じてくることや、民間にできるものは民間に任せる方が効率的とも言われますので、行政改革を推進する立場からも困難な課題ではなかるうかと思われま。

なお、本市では、これまで下請負人を必要とする場合は市内業者を活用しよう要請しているところですが、市内の大工さん、職人さん等を活用することにについても、落札業者に対して実施する施行計画のヒアリングの際などに要請したいと考えておるところでございます。

以上でございます。

議長（久保 玄爾君） 16番。

16番（安藤 二郎君） どうもありがとうございました。

木造の基本的な理念につきましてはよくわかりましたが、ただ、参考までに申しておきますけれども、ヨーロッパの街並みは中世の構造をそのまま石づくりで残しております。これは別にヨーロッパは地震が少ないとか、石の文化だと、そういう問題ではなくて、ヨーロッパの人たちは過去を保持しようとする意思、それから歴史を引き継がなきゃならな

い、そういう強い意思が働いているんだということをよく認識されて、この学校の基本理念をよく守って校舎建築に携わっていただきたいというふうに希望しておきます。

それから2番目の件ですが、構造材は構造集成材を使われるということですが、これは恐らく耐用年数は何で決まるかと申しますと、ほとんど接着剤で決まるんじゃないかというふうに思われますが、耐用年数をどのくらい見込んでおられるかという問題と、それから木材について最も恐ろしいのはシロアリの被害ですが、シロアリに対する集成材の耐久性、そのあたりについてよろしくお願いします。

議長（久保 玄爾君） 土木建築部長。

土木建築部長（林 勇夫君） それでは、耐用年数とはどのくらいかということについて集成材の接着剤も最近非常に改良が加えられておりまして、加工技術の向上によりまして、文献によれば、集成材の耐久性は管理条件を整えれば半永久的と言われております。

それから、シロアリの被害でございますが、集成材も一般木材もシロアリの食害は同程度で、いずれにしろシロアリ駆除は薬剤処理を講じる必要があります。

以上でございます。

議長（久保 玄爾君） 16番。

16番（安藤 二郎君） 木造建築の場合、外見が非常に気になる場所ですけれども、外部に接する建具、これも木建具であるのが適当であると考えておりますが、この点についてはいかがでしょうか。

議長（久保 玄爾君） 土木建築部長。

土木建築部長（林 勇夫君） 建具の件でございますが、一応耐風性それから緊密性、精密性等を考慮いたしまして、木造建築にマッチいたしましたカラーアルミ製の建具で計画をしております。

以上でございます。

議長（久保 玄爾君） 16番。

16番（安藤 二郎君） それと集成材を使った場合には、特に柱ですが、柱の部分は修正の様相がそのまま子どもたちの目に触れるのでしょうか。その辺をちょっとお尋ねいたします。

議長（久保 玄爾君） 土木建築部長。

土木建築部長（林 勇夫君） 一応そのままの状態が目には触れるようになると思います。包まないといいますが、柱はそのままの状態です。集積したままの状態が出ます。

議長（久保 玄爾君） 16番。

16番（安藤 二郎君） わかりました。

次に、木材の調達計画についてですけれども、かなりの坪数の平屋建てになると思えますけれども、これをすべて使いますと一般の平均的木造建築物の何軒分くらいに相当するか試算していらっしゃるでしょうか。

議長（久保 玄爾君） 土木建築部長。

土木建築部長（林 勇夫君） 校舎で使用する材料は一般木造に例を取りますと130平米、約40坪の住宅ですが、約22棟分の建設ができる木材量でございます。

議長（久保 玄爾君） 16番。

16番（安藤 二郎君） 22棟分の通常家屋が一週にできるわけですから、ひとつ木材供給業者並びに大工さんが喜ぶような発注方法をぜひしていただきたい。その中で先ほど私が申し上げた提案は、行政改革上余り適当ではないという御指摘を受けましたけれども、これも文書の中で何とか地元の大工さんを使うようにという希望を出すんだと言っておられますので、ぜひ現場説明に当たります際は、強い要望を市長さんじきじきに皆さんにお願いしていただきたいというふうに希望いたしたいと思えます。

それから、太陽光発電の活用計画についてですけれども、ちょっと聞き逃しましたけれども、この太陽光発電はどのくらいの規模のものをされるのでしょうか。

議長（久保 玄爾君） 教育長。

教育長（岡田 利雄君） お答えいたします。

年間の推定発電量が約4万4,000キロワットアワーということでございまして、規格は5メートル掛ける80メートル掛ける0.9ということで、360平米ぐらいの面積のものでございます。

議長（久保 玄爾君） 16番。

16番（安藤 二郎君） それは目的としては照明を賄うんだと言っておられますが、どこにつけられるのでしょうか。

議長（久保 玄爾君） 教育長。

教育長（岡田 利雄君） この発電の施設をつける場所は校舎の北側のところの、今考えているのは自転車等の置き場がございましてけれども、そんなところに、南斜面につけるという構想でございまして。

議長（久保 玄爾君） 16番。

16番（安藤 二郎君） それで、照明というのはどこの照明用にされるんですか。

議長（久保 玄爾君） 教育長。

教育長（岡田 利雄君） 校舎内に使用します照明でございまして。例えばこういう部屋の明かりですね。こういったものに使うのが目的でございまして。

議長（久保 玄爾君） 16番。

16番（安藤 二郎君） ちょっとよく認識しておられないと思いますけれども、この程度の平米数ではとても照明を賄うほどの電力は賄えないというふうに思いますので、ちょっと後で試算をしていただきたいと思うんですけれども、実は週5日制になりますと年間100日間は休み、それから夏休みがありますので大体150日間は休みなんです。この間150日間の電気は全部中電に売電ができるというシステムになっております。そして昼間においても使わない分は全部売電できるというふうなことになります。御存じとは思いますが、県内の高等専門学校、いわゆる高専には昨年度までですべての学校がこれを設置いたしました。これをなぜ校舎のすべての照明を賄うだけの、いわゆるすべての屋根に設備しようという案が出なかったのか。その辺のところをいわゆる予算の裏づけと計算結果があると思います。どういう結果に基づいて400平米のみにされたのか、その辺をお聞かせ願いたい。

議長（久保 玄爾君） 教育長。

教育長（岡田 利雄君） お答えいたします。

まず、この発電装置の目的でございますけれども、児童あるいは地域の方々が、地球環境あるいはエネルギーといったものについて身近に学習するというのが一つの大きなねらいでありまして、あわせてこの室内の照明に使える範囲ということで、こういう規模にしたわけでございます。今の議員御指摘のことを踏まえてはじいているわけでございますけれども、一応年間の推定発電量は先ほど申しましたように4万4,000キロワットアワーで、この学校に必要なものは5万1,000キロワットアワーで足りないわけでございます。したがって学校の全体の電力を賄うというふうにはなりません。ねらいが身近に今の地球環境、あるいはエネルギーを地域の方々、あるいは児童が学ぶという目的、そして可能な限りで照明に使わせていただくというのがねらいでありまして、この発電によって何か利益を上げるとか、そういった目的は持っておりませんのでこういうことになったわけでございます。

議長（久保 玄爾君） 16番。

16番（安藤 二郎君） 学校の使用電力は5万1,000で今太陽光は4万9,000。2,000しか差がないということですか。（「4万4,000」と呼ぶ者あり）4万4,000、それですべてですか。

議長（久保 玄爾君） 教育長。

教育長（岡田 利雄君） こちらの担当者がはじきましたのが年間推定発電量が4万4,000キロワットアワーで新校舎の年間推定使用量が5万1,000キロワットアワー

ということでございます。

議長（久保 玄爾君） 16番。

16番（安藤 二郎君） いやいや、それは400平米でそれだけの発電ができるということですか。それは全然数字が違うと思うんですけど。

議長（久保 玄爾君） 土木建築部長。

土木建築部長（林 勇夫君） 設計を請け負っております方から言いますと、一応20キロワットの発電量で年間が4万4,000キロワットできると……。

議長（久保 玄爾君） 暫時休憩します。ちょっと答弁を調整してください。

午後 1時50分 休憩

---

午後 1時55分 開議

議長（久保 玄爾君） 休憩を閉じて会議を再開いたします。

教育次長。

教育次長（山下 州夫君） 先ほどの教育長の御答弁でございますが、一部ちょっと訂正をさせていただきたいと思えます。安藤議員の御指摘がございましたように、今、私どもが計画をしております太陽光につきましては、20キロワット、規模にいたしまして180平米の規模でございます。そういたしますと年間2万2,000キロワットアワーの発電容量になります。御指摘のとおり屋根に全部敷設いたしました場合に、これで360平米というふうになります。前の40キロワットになりますので、4万4,000キロワットアワーの発電量になるということでございます。それと5万1,000キロワットでございますが、これは現在の校舎の年間の電気の使用量を参考にいたしました数字でございます。

以上でございます。

議長（久保 玄爾君） 16番。

16番（安藤 二郎君） それをすべての屋根にしなかった理由は経費的な問題だと思えますけれども、その経費的な点はどのようなかということですが。

議長（久保 玄爾君） 教育長。

教育長（岡田 利雄君） 私どもの試算では初期投資の還元をしていきますと約50年かかるという試算になっております。そういったことがございまして一応全体には計画をいたしておりません。

議長（久保 玄爾君） 16番。

16番（安藤 二郎君） どうかで手違いがあつて計算間違いがあるかもしれませんの

で、それはまた後ほどしっかりと私が一緒に突き合わせをしたいと思いますけれども、いづれにしても経費の面でいろんな制約があって十分なことはできないと思いますけれども、現在ではもはや子どもは太陽の光で電気を起こすなんていうのは承知の上で、学習効果なんてあるわけではないので、いわゆるいかにエネルギーに対して我々どれだけ役立っているかということをもし子どもたちに言うとするならば、すべての屋根に装備してそれをいかに活用するかということに努めるべきであろうと私は思います。最後ですけれども、この学校が県内のモデル校として、すばらしい学校としてでき上がりますことを期待いたしまして終わりたいと思います。

ありがとうございました。

議長（久保 玄爾君） 以上で、16番、安藤議員の質問を終わります。

---

議長（久保 玄爾君） 次は、19番、石丸議員。

〔19番 石丸 典子君 登壇〕

19番（石丸 典子君） 公明党の石丸典子でございます。通告に従いまして質問させていただきます。未来を見据えた御答弁をよろしく願いいたします。

それでは、子ども読書活動の推進についてお尋ねいたします。

2000年に子ども読書年を迎え、2001年子どもの読書活動推進法の成立などが大きなうねりとなり、ここ防府市でも3月議会において、教育長より朝の10分間読書への前向きな取り組みも聞かれ、着実に市内の小・中学校で読書活動が推進されております。

そのような中で、子どもたちにとりまして一番身近な読書環境である学校図書館の整備と充実が求められております。国は平成5年より学校図書館図書整備新5カ年計画を策定し、毎年100億円を地方交付税として措置、蔵書の充実を図りました。しかし、文部省設定の図書標準では全国で4,000万冊が不足しており、総合的な学習による調べ学習を推進するため新たに整備計画をスタートし、本年、平成14年より5年間で650億円の交付税措置を行うこととなりました。しかし地方交付税の用途は各自治体に任されており、予算化への取り組みはまちまちです。

防府市の図書整備費については、平成7年より毎年小・中学校合わせて約100万円が増額されておりますが、国の整備計画による予算化とは言えません。本年より新学習指導要領の総合的な学習による調べ学習では新しい情報が求められ、蔵書の質、量ともの充実が必要です。また、机、いす、書架など、学校の老朽化とは別に、もう一度全小・中学校からの要望を聞き、蔵書とあわせて整備が必要と思われませんが、いかがでしょうか。

次に、司書教諭についてお尋ねいたします。

平成15年度より学校図書館法の改正により、公立の小・中・高校の12学級以上の学校に司書教諭の有資格者を置くようになりますが、担任を持つ教諭にどのような司書教諭としての職務内容を期待されるのでしょうか。また11学級以下の小規模校への配置はうたわれておりませんが、未配置による教育の格差が生じることは私はよくないと思いますが、どのように対応されるのでしょうか、お聞かせください。

次に、専門の学校司書の配置についてお尋ねいたします。

現在、防府市の学校図書館には学校司書は配置されておりません。図書館の専門職として豊富な知識を教師や児童・生徒に提供し、教育の専門職である司書教諭から学習面での情報を受け、対応する。この関係が整ったところに学校図書館の充実はあると思います。県下では山口市、新南陽市、岩国市、光市など、有資格者も含め図書館指導員や学校司書として配置されており、その役割や効果は教師からの声や、また子どもたちの本の貸し出し数の大幅な増加などからうかがえます。ぜひ防府市に学校司書を配置していただき、充て職の司書教諭への負担を軽減し、真の図書館の充実を図ることが必要だと思いますが、いかがでしょうか、お聞かせください。

最後に、各学校図書館と公立図書館のネット化についてお伺いいたします。

パソコンによる検索、予約が普及している今日、各学校間との検索や貸し出しも可能になれば、効率的に1冊の本を共有することができます。全小・中学校をネット化すれば蔵書30万冊を超える学習情報センターとなり、市立図書館の23万冊を超えるものとなります。将来的に年次計画を立てて進めなければなりません、どのようにお考えでしょうか。以上、学校図書館整備についてお伺いいたしました。

最後に、ブックスタートについてお尋ねいたします。

この運動は、本で赤ちゃんとの心の通う楽しいひとときを持っていただくことを願い、乳幼児健診などの場を利用して、お一人おひとりに声をかけながらブックスタートの意義や子どもにとっての本の重要性を伝え、絵本を手渡す運動です。ゼロ歳児の赤ちゃんにも絵本のよさは伝わります。1冊の本のプレゼントがどのような芽を出すか、みんなで育てていかなければなりません。防府市で毎年誕生する約1,000人の赤ちゃんにメッセージを託すこのブックスタート事業に取り組んでいただきたいと思いますが、いかがでしょうか、御所見をお聞かせください。

次に、地域介護予防についてお尋ねいたします。防府市の65歳以上の高齢者の方は、本年5月末で2万4,900人で、この1年間で590人ふえ、高齢化率も0.4%アップの20.5%となっております。それにあわせて65歳以上の要介護認定者数も、1年前に比べて318人ふえて3,291人となっており、65歳以上の高齢者の13.2%を占

めております。この高齢化社会、いわゆる長寿社会は、防府市にとりまして喜ぶべきことであるはずなのですが、私たちの周りで耳にする老後への不安の声は増すばかりです。これはだれしもが医学の進歩による延命だけを求めているのではなく、住みなれた我が家で健康に楽しく生きたいと思っているのに対して、安心して暮らすための福祉が充実していないことから生まれる声だと思えます。先ほどの3,291人の要介護認定の数は、防府市高齢者保健福祉計画の推計の数字をはるかに上回り、施設必要者の見込み数等、今後の将来推計も違ってくると思われまます。

在宅介護者の負担を軽減するねらいから始まった介護保険ですが、介護者の希望は要介護者の希望と異なり、24時間、365日対応の施設に偏り、これからもその数はふえる傾向にあり、現在整備されている137床の増床があっても、今後の高齢化率を予想するとき、足りないのではないのでしょうか。

そこで介護予防は非常に重要になってきており、防府市もさまざまな介護予防、生活支援事業に取り組んでおり、その在宅福祉事業予算は年間約2億4,000万円ほど充てられております。しかし、この額は、介護予防に該当する自立の方々約2万2,000人のすべての方々に充てられているものではありません。地域の中には認定を受けている方、いない方、サービスを利用されている方、いない方など、在宅で頑張れる間は頑張りますと不安を持ちながら生活されておられる方々も多くいらっしゃいます。私は、そういった方々が歩いて気軽に集える地域の会場で、体操や談話などをして楽しく過ごすいきいきサロンのような場が開かれると、家に閉じこもっている方々にも気軽に声をかけ合えるのではないかと思います。地域ぐるみで地域共助社会づくりにもなる第一歩として、市内の地域を定期的に巡回する（仮称）「生き生き隊」のようなものをスタートさせてはいかがでしょうか。地域の力もお借りし、「生き生き隊」による集いが定期的に行われ、地域の顔なじみの方々との触れ合いの場が持てることは多くの方の願いでもあります。御所見をお伺いいたします。

最後に、現在我が市の65歳以上の高齢者の方々は先ほども述べましたように2万4,900人で、2万5,000人まであと100人となっており、今年度中に2万5,000人になることが予想されます。その際、国からの介護予防生活支援事業費の補助金が大幅にふえると思われまますが、来年度からの新たな高齢者保健福祉計画の取り組みをお聞かせください。

以上です。

議長（久保 玄爾君） 19番、石丸議員の質問に対する答弁を求めます。

まず最初に、介護予防について、市長の答弁を求めます。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

市長（松浦 正人君） 私からは、介護予防についての御質問にお答えいたします。

高齢者が寝たきりにならずに健康で長生きできることは、御本人及び御家族にとりましても、我々社会にとりましても大変喜ばしいことであり、このためにも介護予防は重要なことと考えております。

まず第1点目の、市内を定期的に巡回する「生き生き隊」のようなものをスタートさせてはどうかという御質問でございますが、本市におきましては、昨年度より高齢障害課内に基幹型在宅介護支援センターを設置し、地域型の在宅介護支援センターと調整をとりながら地域ケア会議の充実を図るなど、介護予防活動の取り組みを始めたところでございます。また、「いきいきサロン」につきましても、現在地域の方々の御努力により、「ふれあいいきいきサロン」が市内の10カ所程度の自治会館等で自主的な運営をされており、地域高齢者が会食や懇談、レクリエーションなどを楽しんでおられます。

このような介護予防への取り組みは高齢者の閉じこもりを防ぎ、また地域での助け合いの場として意義深いものと認識しており、地域ケア会議の場で「ふれあいいきいきサロン」の普及のための地域の体制づくりを呼びかけ、その進展度を見ながら、必要に応じ御提言をいただいた「生き生き隊」の件も含め、介護予防推進対策に取り組んでまいりたいと考えております。

第2点目の、今後の防府市高齢者保健福祉計画の取り組みについて、お答えいたします。

高齢者保健福祉計画は今年度見直しを行い、来年度から新しい計画により事業を推進してまいりますが、次期高齢者保健福祉計画の策定に当たりましては、介護予防や生活支援事業は重要な施策と考えておりますので、保健、医療、福祉の関係者及び高齢者の方々の御意見をお聞きしながら策定してまいりたいと考えております。なお、議員御指摘のとおり、介護予防生活支援事業の国庫補助対象額の範囲は現在9,560万円ですが、高齢者数が2万5,000人から5万人までの間はその対象額が2億100万円となります。平成15年度、来年度からは対象額も増額することが予測されますので、健康であるための介護予防対策の必要性及び効果等を勘案しながら、前向きに対応してまいりたいと考えております。

残余の御質問につきましては教育長及び担当部長より答弁いただきます。

議長（久保 玄爾君） 19番。

19番（石丸 典子君） 壇上からも申しましたように、これから必要なのは介護予防ということはもう皆さん御承知のことだろうと思います。施設の数も先ほども申しましたように、今、建築中のものを含めましても、その数ははっきり言ってもう足りないわけで

すね。今入っていらっしゃる方、そして待機者、そして要介護、自立の方もそうですけれども、支援そして介護1の方、とにかく介護認定65歳以上のお年寄りの方はすべて施設待機者と言ってもいいぐらいな数なんです。それに比べて今、施設の数というのは完全に足りません。

そこで介護保険の本来の目的であります在宅の方に発想を変えていくんですけども、今、市長から言われましたように2億100万円という非常な補助額が上がります。私たちはそれを見込んで、じゃ、何かできるんじゃないかな、新しい今までと違ったものが展開できるのではないかなというところで御提案したんですけども、下関の方は既にやっぱり人口が多いですので、65歳以上の方が5万6,000人を超えていらっしゃいます。今言った補助額3億400万円をいただいて、いろいろな幅広い事業を展開されております。宇部の方も3万6,000人になっておられて、今言った補助額はもう2億円を超えておられます。

防府市の場合が、以前からいろんな議員がいろんなことを提案してきたんですけど、何せ補助が少ないということではなかなか思い切った計画というものが展開されずに来ましたが、いよいよそれは2万5,000人突破という喜ばしいとらえ方としまして、そのときに補助金をどう生かすかというのは、今から本当にいろいろな方の御意見、現場の方の御意見も聞きながら、早急に早く立てていただきたいなと思います。

今言いました「生き生き隊」の提案も、仮称で、本当に勝手に簡単につけたような名前なんですけれども、これを私がどうして思うかといいますと、今サテライトとか生き生き介護支援ということでいろいろな8施設に生き生きデイサービスで皆さん行かれていらっしゃいます。それは出前で来てくださる中関・富海というのもあります。近くの会場でそこは歩いて行けるんですけども、8施設で展開されているものは、その地域の方は歩いて行かれますけれども、皆さん大体バスに乗って、まあ三、四十分は確実に揺られて行かれるわけですね。その自立の方々も、もうすべて希望がかなっていただけるかという厳しいというか、民生委員を初めいろいろな方々の判定を受けて申請をして、漏れる方もいらっしゃるわけです。そういった希望は多いんですけども、今言ったような判定によって絞られて、生き生きの場合は介護保険外ですから自己負担1,000円で参加されるんですけども、それはやはりバスに揺られてとか、華城からあかり園に行くとか、いろんなところ　遠いところですね。それを好きな方はいいんですけども、かなり体が、もう自立とはいえどもやはり1時間バスに乗っていくのはな、知らない方と会うのはなという、やっぱりすべてが前向きな方ばかりではありませんので、そういう方々が今閉じこもりというか、別に体は悪くないんだけど家の中で閉じこもりをされていらっしゃる方が多

いのが現状だと思います。

そういうところに民生委員であるとか、地域の福祉部の方々が回られて、いろいろな声かけをされているんですが、あるところに行ったときに、長屋というか、お尋ねしたときに行ったらいらっしゃらなくて、地域の方が、あそこのおばあちゃん今、中関でやっているあそこに行っちゃるよということと言われて、ああそうなんですか、そんなにいいんですかと言ったら、うん、この辺の人みんなね、楽しみにして行っちゃるよということで、そこには介護認定を受けられている方もいらっしゃいますし、その方は認定を受けていらっしゃらない自立の方なんですけれども、そういうふうによくであれば参加したいという方はいっぱいいらっしゃるんですね。そういう声も聞きますし、本当に老人車を押して行ける距離というのが、私はいつも思っているんですけれども、つえをついて行ける距離、そういう距離にやはり出向いて行って、そういうものを展開していかなければ、施設だけに頼っていたのではもうやはりそれは受け身だし、お金のかかってくることです。事業者の方を別に経営の邪魔をするわけじゃないんですけれども、本当に市民が求めているものは、今言った近くでお金のかからない、そして今皆さん、痴呆に関してはかなり自分たちで予防、不安がっているからいらっしゃいますので、そういうものが近くに設定されれば行かれると思うんですね。

今、基幹型のおっしゃったんですけれども、今ちょうど話し合いの段階、立ち上げの段階だろうと思います。非常にいい方向で私もそれを早く望むんですが、そのところにはやはり地元の方、老人クラブ、そういう方々に頼ったやはり発想があるなと思います。そういうところがうまく軌道に乗れば、今、市長さんからありました10カ所ほどで今ふれあいサロンのようなものが開かれています、それはまさしくそういうところだろうと思うんです。自治会組織がちゃんとしていて、やろうという方たちがたくさんおられて、そういうふうになっているところはいいんですけれども、300ほどある自治会の中で、果たして全部がそういうふうに地元の自治会単位で開かれるでしょうか。私の地元でははっきり言ってもうそれは難しいです。自治会のお役をされている方々も高齢化をしていらっしゃいます。自治会長を初めそうです。そういうところに手をかそうという方々はほとんどもういない。福祉部と民生委員さんが今、回るのがやっとで、それを企画運営して、お茶を用意して、御飯を用意して、そういうことというのは、もう年1回か2回やればもう精いっぱいです。それを定期的に私は1週間に一遍でも、月に2回でも自治会のところでやってほしいと、そういう思いがそこにあるわけです。

「生き生き隊」はどんなことをするかというと、それは軽い体操をしたり転倒予防教室のようなものを開いたり、ちょっとお話を聞いたり、丸一日じゃなくて昼間2時間、また

昼から2時間ぐらいで、本当に元気であったかねというような、そういう声かけのし合える場所、そういうものを市の職員なのか直営なのか、またどこかに委託してそういう方々二、三人で行ってその場を盛り上げたり、また来るねというところで介護への不安のいろんな声を聞いてあげたりとか、そういうやはり設定というのは、ボランティアとか、そういう自主的なところにお任せするのではなく、ちゃんとした制度として進めていって、それが軌道に乗ったところで行政の方が少し手を引いていくという形がいいんじゃないかなと思います。地域共助社会というのがこれからのメインになってくるんですけれども、それを立ち上げるのはやはり行政の核となるところがないといけないと思います。

今、新聞なんかにも、埼玉県の上野市とか、いろいろなところでやはり寝たきりゼロを目指すということで、介護認定以外の方々を対象にしたことがあちこちでされております。ここも生涯学習課であります。シルバー元気塾推進係というまで設置して、行政の中で取り組んでいらっしゃいます。そういうものを市長さんの方から今地元でありますよというお声だったんですけれども、私の方からは今言った委託なり直営なりで核となるものをつくっていただきたいという、そういう思いがあるんですけれども、もう一度どうでしょうか。

議長（久保 玄爾君） 市長。

市長（松浦 正人君） 先ほど議員御指摘の中関の出前のいきいきサロンとおっしゃいましたが、私もお邪魔したことがございます。まさに地域の、地区の方がつえをついて行かれるというような感じで、非常に楽しく元気に時を過ごしておられるのを私も拝見したことが実はございます。それから同時に、大変多くの御高齢の方が、元気に働いておられる方がかなりたくさんおられるということもよく承知しておりますし、そういう方々がやがて、やがてと言ったら失礼ですが、だんだん年をさらに重ねられて寝たきりになったり、あるいは介護を必要とされるようになったりというような形になることを未然に防いでいくという、まさに介護予防ということは、これからの行政に課せられた一つの大きな課題であると認識をしております。

そういう状況の中で来年からは倍額といっても構わないと思うんですけれども、それぐらいの補助がつかまえてこれという枠の中に本市が入ってまいりますので、今おっしゃられたようにきめ細かな単位で、そういうふれあいサロンのような形のものが求められているところにはこしらえていくという基本的な姿勢を持って、介護予防の立場からほかにもいろんな施策があろうかと思っておりますけれども、保健や医療の現場で頑張っておられる方の御意見もお聞きし、同時に御高齢の方々の率直な御意見もぜひお伺いをして対応してまいりたいと、そのように思っておりますので御理解いただきますようよろしくお願い申し

上げます。

議長（久保 玄爾君） 19番。

19番（石丸 典子君） 前向きにぜひ取り組んでいただきたいと思います。基幹型の下には在宅介護支援センターのスタッフがおります。その在宅介護支援センターのスタッフは、大体の施設が1人ですね、市の委託を受けて存在していらっしゃる方は。その方々の力による転倒予防教室であるとか、そういうものが実際開かれておりますけれども大変な負担になっております。実際介護の資格も持っていない、社会福祉士という資格の方でそういう介護の教室を開く、大変な負担になっておりますし、人集めも大変なものがあります。そういうものを根元まで、50人を集める、それはやっぱり車でそこに行かれるような方であればいいんですけれども、今何度も言いますように、老人車を押している方を常にイメージされて、そういう方たちがふえていくんだということをイメージされて、そういう方々が今度要介護1、2、3、4、5となっていくって施設へと頼っていくという、そこを食いとめるためにも、その根っこのところを掘り起こしていかなければいけないと思いますので、要望しておきます。

ひとつ今、言いましたところの自治会単位で地域共助社会づくりというところに行くんですけれども、そこでこういうものをつくっていく、介護予防にしてもそうですけど、これからは地域にこうやって頼っていかなければならなくなるんですけれども、そのときに自治会長であるとか、今言いましたそういう方々だけでは、やはりなかなか起こせないものがあります。ボランティアの力というものがそこから出てくるんですけれども、そういう介護予防にもこれからそういう人たちの力が非常に大きいわけですね。隣近所、そういうことになるんですけれども、市の職員の方々も市内に約900人ぐらいいらっしゃるのか、正確な数はわかりませんが、防府市内あちらこちら、端から端まで多分そこに住まわれている大変貴重な核となる方々だろうと思います。その方々のボランティアに対する意識、こういう地域共助社会づくりを進めていく中で、非常に重要な核になっていただきたいなという気持ちが私にはあるんですけれども、それはわがままな願いなんでしょうか、市長さんどうでしょうか。

議長（久保 玄爾君） 市長。

市長（松浦 正人君） 私は就任以来、ボランティア活動の重要性、私どもも率先していろいろな形でボランティアに出ておるわけでございます。したがって、職員の人たちにも協力を常に求めてきたのが現実でございます。先ほど来からの話ではありませんが、ある場合には組合の方から、これはボランティアであって強制ではありませんよというような形の組合報が、当日やその前日にわざとらしくまかれたりして、私は寂しいなという思

いがしたりは、実はしてきておりますが、これからもそういう寂しさにくじけることなく、市の職員にボランティアの必要性、特に議員御指摘の地域にあつての地域に密着した形で市の職員が汗をかいていくことの重要性を、めげずにこれからも強く訴えて指導してまいりたいと思っておりますので、よろしく願い申し上げます。

議長（久保 玄爾君） 介護予防について終わります。

次は、子ども読書活動推進について、教育長の答弁を求めます。教育長。

〔教育長 岡田 利雄君 登壇〕

教育長（岡田 利雄君） 私の方からは、学校図書館の整備についての御質問にお答えいたします。

まず、蔵書及び図書室の整備についてお答えいたします。

学校図書館につきましては、学習情報の収集と読書活動の推進という機能を有しており、学校教育には欠くことのできないものと認識いたしております。また、総合的な学習の時間の実施や、本年4月から実施されました完全学校週5日制、生涯学習社会の構築など、地域に開かれた学校のあり方を考えますと、学校図書館の果たす役割ははかり知れないものがあると受けとめております。

本市では数年来、厳しい財政状況の中、さまざまな経費の節減を行っておりますが、御指摘のありました小・中学校の図書購入費につきましては、このことを念頭に置き、年々増加させており、平成13年12月12日制定の「子どもの読書活動推進に関する法律」の基本理念に沿うよう努力しておりますが、今後も引き続き、学校の教育指導の変化に対応できる学校図書館蔵書の冊数の増に努めていきたいと考えております。

学校図書館の机、いす、書架などの備品類につきましては、毎年学校からの要望及び現地聞き取りを行い、限られた予算の範囲内ではありますが、可能な限り整備しております。今後も引き続き学校の要望を聞きながら整備してまいりたいと存じます。

次に、司書教諭と専任の学校司書の配置についての御質問にお答えいたします。

議員御指摘のように、学校図書館の担当教諭のみならず、すべての教員は、授業やその他の教育活動の指導以外に多くの校務分掌を担っているのが現状であります。そうした中で学校図書館の担当教諭も1つの校務分掌として図書の整理・分類、学習・情報センターとしての図書館の円滑な運営、図書委員会の指導、あるいは読書活動の啓発等の職務内容に携わってきております。他のさまざまな校務分掌と同様、その職務内容はなくてはならない重要なものであると認識しております。

こうした重要性にかんがみ、教育委員会としましては数年前から、計画的に市内小・中学校の学校図書館司書教諭の有資格者の養成に努めてまいりました。その結果現在、小学

校13校に41名、中学校10校に15名の司書教諭有資格者がおり、今年度末にはさらに小学校5名、中学校3名ふえまして、市内28校の小・中学校に合計64名の有資格者が存在するという恵まれた状況になります。したがって、11学級以下の学校において教育的な差が生ずることがないように、十分に人的な配置に配慮していこうと思っております。

こうしたことを踏まえ、現時点では専任の学校司書の配置を考えるのではなくて、むしろ今後、各学校において有資格者の専門的な知識や技能が十分に活用され、学校図書館のさらなる充実や地域の情報センターとしての機能化が実現できるよう、条件整備に努力してまいりたいと考えております。

次に、市立図書館と学校図書館のネットワーク化計画についてお答えいたします。

現在、防府図書館では、昨年12月、ホームページを開設いたしまして、インターネットにより市内各小・中学校に設置してありますパソコンから防府図書館のホームページにアクセスし、図書の検索、予約をすることが可能でございます。これは防府図書館の図書のデータベース化により可能になりましたが、同様に各学校図書館の図書のデータベース化を実施いたしますと、御指摘いただいておりますように、さらに効果的な学校図書館教育の進展に寄与するものと思われませんが、これを実施するには多大な費用と労力が必要となります。したがって、当面は、学校図書館につきましては、最初にお答えいたしました蔵書及び図書室の整備充実に力を入れていきたいと考えております。どうかよろしく御理解いただきますようお願いいたします。

議長（久保 玄爾君） 健康福祉部長。

健康福祉部長（村田 辰美君） それでは、私の方からは子ども読書活動推進についての（2）のブックスタート事業についてお答えいたします。

ブックスタート事業につきましては、親子が絵本に親しみ、家族の触れ合いを深め、楽しいひとときをつくる運動として、乳幼児期に絵本の入ったブックスタートパックにメッセージを添えて手渡す運動で、我が国では2001年4月からNPO法人であるブックスタート支援センターがこの運動を推進されております。この事業の目的は、絵本を前にして親子と一緒に物語を楽しんだり、世界を広げたり、親子が共感することであり、21世紀を担う子どもたちが健やかに、心豊かに成長するために大変重要なことだと理解しております。

市では、3月議会の質問を受け、絵本の読み聞かせの重要性を親に理解していただくことが大切であると考え、その環境づくりのために、保健センターにおいては、ボランティアの御協力をいただき、今年度から育児相談や、就園までの幼児を対象とした親子の集い

の場で絵本の読み聞かせコーナーを開設しており、まだ短い時間ではありますが好評でございます。

また、ゼロ歳から3歳までの乳幼児向けの貸出文庫も図書館の御協力をいただいて開催しており、絵本に親しむ体制づくりを整えているところでございます。今後、これらのことをさらに充実させるために、図書館を初め子育ての関係機関や民間のボランティアの方々と連携を図り、さまざまな機会をとらえ普及を図ってまいりたいと考えており、議員御指摘のブックスタート事業は、今後の検討課題とさせていただきたく御理解を申し上げます。

以上でございます。

議長（久保 玄爾君） 19番。

19番（石丸 典子君） 専任の学校司書配置について、申しわけありません、もう一度聞きたいんですけど。ちょっと聞き漏らしました。

議長（久保 玄爾君） 教育長。

教育長（岡田 利雄君） お答えいたします。

議員御指摘のように、学校図書館の担当教諭のみならず、すべての教員は授業やその他の教育活動の指導以外に、多くの校務分掌を担っているのが現状であります。そうした中で、学校図書館の担当教諭も1つの校務分掌として図書の整理、分類、学習・情報センターとしての図書館の円滑な運営、図書委員会の指導、読書活動の啓発等の職務内容に携わってきております。他のさまざまな校務分掌と同様、その職務内容はなくてはならない重要なものであると認識いたしております。

こうした重要性にかんがみ、教育委員会としましては、数年前から、計画的に市内小・中学校の学校図書館司書教諭の有資格者の養成に努めてまいりました。その結果、現在小学校13校に41名、中学校10校に15名の司書教諭有資格者がおり、今年度末にはさらに小学校5名、中学校3名ふえて、市内28校の小・中学校に合計64名の有資格者が存在するという恵まれた状況になります。したがって、11学級以下の学校において教育的な差が生ずることがないように、十分に配慮していこうと思います。

こうしたことを踏まえ、現時点では専任の学校司書の配置を考えるのではなく、今後各学校において有資格者の専門的な知識や技能が十分活用され、学校図書館のさらなる充実や地域の情報センターとしての機能化が実現できるよう、条件整備に努力をしてまいりたいと考えております。というふうに壇上でお答えいたしました。

議長（久保 玄爾君） 19番。

19番（石丸 典子君） まず、第1点目の蔵書及び図書室の整備についてというところ

るですが、今までのただ本があるだけの図書室をイメージしてもらっては困ります。それに今までと同じような小・中合わせて100万円ずつの増額では、そういったただ蔵書をふやすというだけの予算にしか過ぎません。今、この新学習指導要領によりまして、ゆとりであるとか、総合的な学習による調べ学習、こういうものが多様化してきております。そういった中での予算を要求しているわけでありまして、調べ学習によりまして、やはり百科事典であるとか、ああいう調べものの本というのはすごく高いわけですね。児童文学書の1,000円とかと違いまして、本当にシリーズものになれば10万円です。薄いものが本当に1冊がわずか3,000円でそれが6冊でワンセットとか、百科事典となりますともう10万円になります。一つの小学校に今50万円落としているとして、各学年6年生までいます。学年に振り分けると学年で10万円、その10万円で百科事典1つ買えばもう終わりなんですね。調べ学習、低・中・高、今盛んに行われておりますけども、事典を入れただけで終わり、子どもが一番楽しみにしている文学書は入ってきません。そういうふうにならざるを得ないという要望であります。

最初の平成5年からの整備計画、なぜそういうものがスタートしたかということ、図書基準の蔵書の数、約2億7,000万冊を用意するために平成5年から整備計画、毎年100億円が地方交付税として落とされているわけです。しかし地方交付税ですから名札がついて飛び込んでくるわけではありませぬので、いろいろなものに流用されて、防府市では40万円であったり50万円であったりという形に変わってしまっているわけですが、国としてはちゃんと1学級、防府市はこれこれだからという数を見込んでの地方交付税になっているということでありまして、その時点で、今じゃ、防府市はあと何冊蔵書が足りないんだと言いますと、小学校の分で3万3,000冊足りません。中学校で6万5,823冊足りません。両方とも約75%のクリアなんですけれども、これも怪しいもので、各学校から出していただいている保有数ですけども、これは廃棄が定かではありません。もう5,000、6,000、多いところは1万冊に及ぶ本を本当に間違いなく数えているかと言えば、これも前任の先生のいろいろな引き継ぎによりまして漏れていたりとか、また廃棄が全然されていない学校もあります。3年連続廃棄していない学校もあります。そういうところはどんどん蔵書数はもうすごくふえるばかりですから、今言ったこの数の中の75%に入ってしまったというわけです。捨てていない古い本がこの数の中に入っていたのでは全然意味がないんです。やはり捨てるというのはかなりの勇気が要りますけれども、常に新しい情報を求める子どもたちに合った図書の整備を考えた上で、今言われたように増額していきますということですが、これをちゃんと考えた上での数字を要望したいんですが、いかがでしょうか。

議長（久保 玄爾君） 教育長。

教育長（岡田 利雄君） お答えいたします。

議員御指摘のとおり、今日の幅広い、あるいは新しい学習に対応するための図書としましては、質的な面からいって不備があるということは私自身もそういうふうに思っています。ただ冊数からしますと、今御指摘があったように小学校で充足率が77%、それから中学校が70%になるわけですが、今後中の本をどういうふうに整備していくか、これをやはり学校側と十分に協議しながら検討させていただきたいと思っています。

議長（久保 玄爾君） 19番。

19番（石丸 典子君） 蔵書のことを申しました。図書室の整備について、これまた枠が違ってくるんですが、昔のようにいすに座ってただ読書するという、今図書室はそういう空間ではなくて、心のオアシスが求められている図書室の空間になっております。低学年であれば、床に座らせて読み聞かせをやってあげたいなという先生もいらっしゃいます。書架ももうちょっと低いものにしてあげたいなとか、そういう図書経営に積極的な先生方はいろいろな思いを今描いていらっしゃいます。そういうものも含めていすとか書架は本当に惨たんたるものです。ささくれだって子どもの方から痛くて座れないという要望を校長先生の方に出して、校長先生がやっと買ってくれたというように子どもが喜んでのお話も聞きました。そういうふうにどこに視点を向けて、いすがあるじゃないか、机があるじゃないか、書架もちゃんと破れていないのがあるじゃないかという、それだけの満足ではなくて、今言いましたそれはもちろんですが、心のオアシス的なものを今求められているということでの予算の増額を要望しておきます。

次に、司書教諭についてであります。今言いましたように職務内容がかなり幅広いものが要求されているように思います。しかし、これは充て職でありますので、先生は担任を持ってという、今の段階ではそうだろうと思いますが、担当授業時間数の軽減や専任化というものは考えていらっしゃるのでしょうか。

議長（久保 玄爾君） 教育長。

教育長（岡田 利雄君） お答えいたします。

先ほど壇上から申しましたように、他の主任等と同じように充て職でございまして、それぞれ教諭は児童の教育をつかさどるのが本務でございまして、これ以外に、やはり学校を運営する、学校を経営していけば、お互いが役割を分担していくというのがございまして、この司書教諭におかれましては、やはり学校の組織の中でそれなりのポジションを分担するということになります。

今後、平成15年度から正式に司書教諭を配置するとなれば、学校長の経営の中で、こ

の司書教諭の仕事がどういうものであるかをもう一回再検討していただきながら、負担にならないように全体の中での位置づけとしてお考えをいただくという、そういう指導を我々がしていかなければならないかと思っています。

今後いろんな取り組みをしていらっしゃる場所の事例がございますので、それを踏まえながら、防府市教育委員会としての判断をし、そして管下28校の校長を通しまして、校務分掌のありよう、あるいはこの司書教諭に対する対応について、十分な配慮をしていただくように御指導していこうと思っております。

議長（久保 玄爾君） 19番。

19番（石丸 典子君） 現場の先生は今それが一番不安だろうと思います。この夏も研修に行かれる方もいらっしゃると思うんですが、司書教諭という発令をいただいて、自分はどうなるんだろうかという、それはやりがいを持っていても、いろんな担任との業務が重なって、しんどい、えらいだけだという不安を本当にお持ちですので、その辺教育長の方からしっかり要望していただきたいと思います。

11学級以下への対応ですけれども、人数的にはかなり余裕があるという御答弁がありましたけれども、11学級以下のところへの全校配置を強く要望します。今のところ余裕があるとおっしゃいましたが、富海、勝間、野島というところは現在有資格者おりません。このたび夏の資格をとりに行く、研修に参加される様子もないようなんですけれども、全体では今言いました64名が確保される予定ですが、そういうところはどのようにお考えですか。

議長（久保 玄爾君） 教育長。

教育長（岡田 利雄君） 正式な発令は14年度末になりますが、この年度末の人事異動等で、学校の中でこういう資格者がいないという学校がないように十分な配慮をさせていただきます。

議長（久保 玄爾君） 19番。

19番（石丸 典子君） 人事異動に関係してくると、これは大変なことになってくるだろうと思いますし、常にどこかだれかが足りないたびに司書教諭による人事異動というものが果たしていいのかどうか、それは先生方、これから検討していかなければいけないと思うんですが、まずはどんどんとっていただく、この研修に参加するのも強制ではないだろうと思うんです。自主的な参加を促して出張扱いになっているのかと思いますが、私は教員の方々が、この司書教諭という資格を皆さんがお持ちになればいいのではないかなと思っているぐらいです。やはり1週間の中の国語の時間に図書室の時間というものを設けてあります。図書室を使える時間が1時間あります。そこに連れて行って自分が何を

か、先生方によってさまざまですが、そういう資格をお勉強された先生方であれば、まずそこで最初の1時間、しゃべる内容は確実に違ってきます。子どもに図書室はというところから入って、本はというところから入って教育が始まるわけですね。それを聞かない児童と、最初に図書室とかそういうもののお話を聞いた児童とは全然、一生違ってくるんです。それはもうある先生からもそういう話を聞きました。全教職員がこの図書の資格をとるぐらいの研修体制を組んでいていただきたいと思います。

教育長も今言われましたように、全国的ないろいろな事例、積極的にされているところもあるので、そういうところを学んでいきたいというふうにおっしゃられたんですけども、現実、香川県の坂出の方でありますとか熊本市の方も、もう市内の全部の学校に司書教諭を配置されております。そのように県の方、これはもう県知事の裁量によってされているんですけども、そういうものも防府市の教育長として県の方へぜひ要望していただきたいと思います。

専任の学校司書についてですが、今まで防府市は学校司書というものを置いたことはないと思いますが、どうでしょうか。

議長（久保 玄爾君） 教育長。

教育長（岡田 利雄君） お答えします。

私の知る限りにおいては御指摘のとおりでございます。図書主任というような格好で教諭があくまでも充てられておったと思います。

議長（久保 玄爾君） 19番。

19番（石丸 典子君） 防府市に学校司書というものが配置されたことがないということは、そういうものをそういうところで学んだ子どももいなければ、そういうものを聞いた人も数少ないということだろうと思います。今のところ司書教諭にかなり頼った感じで、その司書教諭で何とかやっていこうというところだろうと思うんですけども、今、それだけの図書への要望ではありません。今は学校図書館に対してすごく広い範囲での期待が込められております。その中での学校司書配置の要望です。防府市内の方々に学校司書というものを聞いても、その効果、よさというものが多分皆さんわからないというのが現実だろうと思うんです。ですから今のところ配置が余り考えられていないようなんですけども、ぜひ山口市であるとか新南陽市に行ってその現場を見ていただきたい。そしてその方々の話を聞いていただきたいと思います。

山口市は巡回型ですが、緊急雇用の対策として3人雇われまして、1人が6校ずつ巡回されております。かなりきついです。1人の方が6校回るわけですから、1週間に1つのところにも行けないような現状です。新南陽市は同じように週3日の臨時職員で、それも

大変厳しいですが常駐です。やっぱり常駐が一番いいと思います。学校の先生方、校長先生、大変その学校司書の方に期待されるというか、本当にありがたいという、褒めるというが大変感謝される言葉がありました。私もそれを目の当たりにしました。学校司書というものを見たときに、これはやっぱり必要だなというものを感じましたので、ぜひ現場の先生方、教育長もそうですが、校長先生初め学校司書を配置されているところをまず見て、子どもたちの様子を見ていただきたいと思います。その辺いかがでしょうか。前向きな御答弁よろしくをお願いします。

議長（久保 玄爾君） 教育長。

教育長（岡田 利雄君） お答えします。

今御指摘のとおり、司書と司書教諭というのは明らかに違まして、司書教諭の方は教諭が司書教諭に充てられていまして、子どもの教育をつかさどりながら図書館の経営に当たっていくということですが、司書の方はこれを援助していく、あるいは教諭にできないところの、例えば今の新しく入ってきますいろいろな機器への対応についても、逆に専門的になる可能性もあるわけですが、実は私はちょっと前に東京への出張の後、上野の森の例の新しい図書館に行ってまいりました。環境もそれから司書さんの動きも見てまいりました。頭の中に描いておりますので、これも参考にしながらいろんなことを総合的にまた考えていきたいと思っておりますので、よろしくをお願いします。

議長（久保 玄爾君） 19番。

19番（石丸 典子君） 大変前向きな、やっぱり見ればわかるんです。見ていただければわかるんです。これは言葉だけでは多分納得していただけないと思います。見た方ならわかると思います。強い要望ですけれども、ゼロではなくて、小学校、中学校のまず大規模校、1校ずつでもいいですので、モデルとして配置していただきたいことを要望いたします。

次に、市立図書館と学校図書館のネットワーク化についてですが、これは大変な作業です。お金もかかる作業ですし時間もかかる作業ですので、今言いましたようにすぐにということはないかもしれませんが、これはもうどこもやっていることなんです。やり始めていることです。公立図書館に限らずデータベース化しまして、バーコードのラベルを張りまして、検索も自由ですし、子どもたちの貸し出しもそれによってできて、なおかつ公立図書館とのネット化、学校図書館同士のネット化というのは、これ夢の話ではなくてももう全国もうやっているところがたくさんあるわけです。そういうところがありながら防府市はまだお金がないからとか、そういう予算だけの判断でこれを取り下げないでいただきたいと思っております。そういう年次計画という、すぐにではないですけれども、何年後にはとい

う、そういうプランがあってもいいかと思うんですけれども、これは市長さんの方にお尋ねいたしますが、市長さんが選挙前に図書館の関係の方にアンケートを書いてくださいということで、アンケートにお答えされているもので、防府市全域の図書館サービス計画というもので、そういうプランはぜひ必要であるということが書かれてあります。「図書館サービス計画の策定を図っていきたいと思います」という言葉、これは防府市全域ですから、市長の頭の中に学校図書館というものがあつたかなかつたかわからないですけれども、私は今言ったネット化を考えれば、そういうプランがもう策定してもいいのではないかと思うのですが、いかがでしょうか。

議長（久保 玄爾君） 市長。

市長（松浦 正人君） 図書館サービス計画の策定はしていかなければならないと思っておりますので、せっかくしていくのではあればその策定の中で検討項目として、今のネットワーク化というもの、確かに大変なお金がかかる事業であろうかと思うわけですが、それを組み込んで検討してみたいと、そのように思っております。よろしくお願ひいたします。

議長（久保 玄爾君） 19番。

19番（石丸 典子君） 予算の方は、こういうときにボランティアの方々とか、PTAの方のお力をかりたいのではないかと考えております。子どものためならえんやこらでお母さん方も出てきてくださいますし、バーコードを張るという単純作業でもありますので、やろうということでネットを結ぶよということの声が上がれば、そういう作業はPTAの方でも積極的にして下さると思いますので、ぜひネットワーク化をやっていていただきたいと思います。

次、ブックスタート事業についてですが、部長の方から前向きにこれからもいろいろなものを見ながら検討していくというお声をいただきました。今、全国的な広がりの中で、まだ多分身近に感じていらっしゃらないだろうと思うんですが、これもすぐ芽が出るものではありません。赤ちゃんが5歳、また10歳になったときに芽が出るものだろうと思いますので、防府市では赤ちゃんが1,000人ほど毎年生まれます。その1,000人の子どもたちに託す種であります。その芽を種のままで枯らせるのか、かわいい花を咲かせるのかという作業が後の私たちの手にかかってくるわけです。本をそのままポイと捨てるようなお母さん方に捨てないでくれと、子どものためにということを口から口へ伝えていく作業が私たちの作業になってきますので、種をまかないと芽が出ませんので、そのところをぜひ積極的に取り組んでいただきたいと思います。

もう1点最後に、時間がちょっとあれなので聞いておきたいんですけども、今図書のコ

とをずっと言いましたけれども、予算のことにしましても、いろいろなことにしましても、市長さんの政策的に取り組む姿勢がやはりこれもかかってくるわけですね。今言いました香川県の坂出市の取り組みもそうですけれども、「市長の英断」と書いてあります。「政策的に英断し」という、踏み切ったわけですよ。今までと違う学校図書への思いというもので、一つ政策としてポンと打ち出して補正予算が4,500万円ついているんです。もうこれは明らかにことしは学校図書にお金を使うよという英断されて4,500万円の補正がついていると。熊本の方でも、今言いました「教育改革プログラムくまもと子ども輝きプラン」というのを策定して、心の教育の推進の中に読書活動の推進というものがあって、今言ったさまざまなものが展開されていっているわけです。そういう大きなプランがないとこの学校図書整備というのは進まないわけです。これだけ、あれだけちょこちょこことやったのでは全然進まないわけです。全小・中学校が同じレベルに到達していくというのはすごい力と予算が要ります。そういう教育プランというものが防府市にはないのでしょうか。教育長。さまざまな図書だけではなくて教育的なプログラムというものはおつくりになっていらっしゃるのでしょうか。

議長（久保 玄爾君） 教育長。

教育長（岡田 利雄君） 今御指摘がありました。大事なことだと思いますけれども、現段階ではそういったプログラムは持ち合わせておりません。ですが、将来こういった教育改革のさなかでございますので、総合的に教育の方向性なり、あるいは教育の活動の中身を吟味する、そういったものに値するものが要るのかなという感じは持っております。

議長（久保 玄爾君） 19番。

19番（石丸 典子君） 最後になります。今言われたプラン、ぜひプランというものがないと計画というものが立ちません。そして予算というものもなりません。ないところに市長も、そこには期待もされませんし、何も予算づけもないと思いますので、ぜひ今言った図書を隅っこにやらないで、教育のど真ん中に置いて学校図書整備のプランを考えていただきたいと思います。そのときには市長の方で英断をぜひしていただいて、市の予算を今までの100万円増ではなくて、ドンと、言葉は悪いですけどもそのところにつぎ込んでいただきたいと思います。

以上終わります。

議長（久保 玄爾君） 以上で19番、石丸議員の質問を終わります。

ここで10分間休憩いたします。

午後 2時59分 休憩

午後 3時11分 開議

議長（久保 玄爾君） 休憩を閉じて、会議を再開いたします。

それでは、次は22番、広石議員。

〔22番 広石 聖君 登壇〕

22番（広石 聖君） それでは、執行部の皆様方の誠意ある御回答を期待しながら、順次質問をさせていただきたいと思っております。

まず、学校の安全対策について、当局の御所見をお伺いいたしたいと思っております。大阪教育大学附属池田小学校の校内児童殺傷事件から1年が経過いたしました。安全であるはずの学校で児童8人の命が奪われ、教諭を含む15人が重軽傷を負い、何とも痛ましい事件でございました。この事件を教訓に念には念を入れた学校の安全管理が望まれるところであります。凶悪事件はいつどこで起きるかわかりません。振り返ってみますに、1999年12月、京都市の小学校で児童が殺害され、2000年1月に和歌山県の小学校で児童が不審者に刃物で切りつけられ、そして、2001年6月、池田小学校の悲劇であります。こうした悲劇を繰り返さないためには、学校側の十分な安全対策が求められるところでございます。

文部科学省は昨年8月、危機管理マニュアルの作成や不審者の侵入を想定した避難訓練の実施など、安全管理の点検事項に追加するなど、万全の対策を講じておりますけれども、本年6月15日、午前11時半、大阪府立高石高校に男が侵入し、同校3年生の男子生徒にナイフのようなもので切りつけた事件が起きております。本市教育委員会では、危機管理についてきめ細かく対応されていることとは思いますが、マニュアル作成や防犯センサー等を設置したからといって、油断は禁物であります。常日ごろからの継続的な取り組みがあってこそ、万一の場合に役立つものと思っておりますし、全教職員が役割を担い、常に危機意識の向上を図っていくことが大事なことであり得ると思っております。これらのことを踏まえ、本市学校の安全管理について、当局の御所見をお伺いいたしたいと思っております。

次に、文化芸術の振興について、当局の御所見をお伺いいたしたいと思っております。戦後我が国は、復興のための最も強力な手段として経済成長を追い求めてきましたが、バブル崩壊という厳しい状況に立ち至った現在、反省せざるを得ないのは、単に経済の問題にとどまらないという今日的な課題に直面しているのが我が国の現状であると考えます。

一例を挙げますと、我が国の伝統的価値観やあすをつくる意欲に満ちた目的感覚が影を潜め、遂にはその影響は青少年、子ども社会にまで及んでいるという現実があります。犯罪の低年齢化とか、教育の荒廃など、憂慮にたえない時代を招いてしまったことが戦後復興の努力の中で、私たちに精神文化に対する配慮が足りなかったということをも痛切に教え

てくれていると言わざるを得ません。ある一時期、曲がりなりにも日本は経済大国と呼ばれ、国民も物質的な面での充足を本当の豊かさが実現したかのように錯覚してしまったことが現在の憂慮すべき多くの問題を抱えるに至った発端になったと言っても過言ではありません。豊かさが経済力で決まると信じた神話は崩れ去ったのです。崩れ去ってしまいました。

アメリカ・ハーバード大学のガルブレイス教授は、「21世紀は人材育成の競争の時代になる」と予言しております。希望の持てる21世紀をイメージするとき、教授の言う人材とは、ハードウェアを人間的な視点で駆使し得る人ということ視野に入れての発言と考えられます。物の豊かさと心の豊かさを対立するものというわけではありませんが、力点の問題として、戦後ややもすれば、二義的な問題とされてきた心の豊かさを求める価値観を今こそ回復しなければ、21世紀の日本の豊かな未来像は描けないものとする一人でございます。

こうした時代の流れを踏まえ、昨年11月、国会で文化芸術振興基本法が成立し、12月7日に施行されました。まことに時宜を得たものと言えるのではないのでしょうか。この基本法では、文化芸術活動の自主性を尊重する中で、文化芸術活動の水準の向上、鑑賞、参加、創造のための環境整備といった基本理念を掲げると同時に、文化芸術の基本方針の策定を求め、さらに具体的な推進をうたっております。また、同法第4条には、地方公共団体は基本理念にのっとり文化芸術の振興に関し、国と連携を図りつつ、自主的かつ主体的にその地域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有すると明記しております。

本市におきましても、第3次防府市総合計画の中、芸術文化の振興についての基本方針として、歴史や個性を生かした芸術活動を喚起する場所としての文化施設を有効に活用、運用していくとともに、防府市文化振興財団と防府市文化協会を核として、すぐれた芸術文化に触れる機会の提供に努め、さらには市民の自発的な芸術文化活動を支援しますと、大変すばらしい方針を述べております。

そこで、本市の今後の文化芸術の振興についてであります。国において文化芸術振興基本法が施行されたことを踏まえ、本市におきましても、その振興の積極的な推進の指針となるべき防府市文化芸術推進計画をこの際策定されてはと考えますが、御所見をお伺いしたいと思っております。

次に、教育全体に占める文化芸術の位置づけについてお伺いしたいと思っております。芸術文化は人が生きていく上で、心の栄養剤となるもので、人間形成に大きい役割を果たすことは申し上げるまでもないことであります。幼いころから文化芸術に触れさせることは、

豊かな心を育てる上で欠かせないことと言えます。去る20日、国立教育政策研究所は、衝動的に暴力的な行動をする、きれる子どもについて全国規模の調査結果を発表しております。それによりますと、家庭の不適切な養育態度で70%が当てはまり、次いで家庭内の緊張状態で64%、この2つが突出して多かったわけでございます。いろいろな角度からの見方はあると思いますが、大きな要因の一つに現在の映像文化を挙げることができると思います。そうした意味からも、学校教育の中で芸術鑑賞教室や文化継承の授業時間をもう少し多くとることが求められていると思うのであります。もちろん限られた授業時数の中で、難しい状況にあるとは思いますが、特別活動等においてこうした機会の拡大はできないものか、御所見をお伺いしたいと思っております。

あわせて、小・中学校に学ぶ児童・生徒に本物の音楽、芸術等を鑑賞する機会をもっとふやすようにしてはいかがかと思うのであります。文化庁文化部芸術文化課文化活動推進室では、学校への芸術家等派遣事業を打ち出し、児童・生徒が文化活動のすばらしさを知る機会を充実させるとともに、学校の文化活動の活性化を図るため、すぐれた活動を行っている芸術家や伝統芸能の保持者等を出身地域の学校等に派遣し、講話、実技披露等を行うことによって、豊かな心をはぐくむことを目的にしておりますが、こうした事業を大いに活用され、機会の拡大を図られるべきと思っておりますが、御所見をお伺いしたいと思います。

最後になりますが、本年4月より実施されている完全学校週5日制への対応についてお伺いしたいと思います。

週末に児童等が利用できる場の確保や、多彩な活動に参加できる機会の充実、学校・家庭・地域社会の連携強化などを柱とした、学校週5日制実施に対する基本方針を策定され、完全学校週5日制へのスムーズな移行が図られるよう努めていかれるべきではないでしょうか。幸い、文化庁文化部芸術文化課文化活動推進室では、そうした事業をサポートするために文化体験プログラム支援事業を打ち出しておるところでございます。同事業の趣旨は、子どもたちが日常の生活圏の中で年間を通じてさまざまな文化に触れ、体験できるプログラムを作成し、実施することにより、子どもたちの豊かな人間性と多様な個性をはぐくむことを目的としております。こうした事業が文化庁と市町村の共催で実施できるわけでございますから、大いに活用され、もって地域の特色を生かした芸術文化、伝統芸能、文化財及び生活文化等に触れることのできるプログラムを作成され、完全学校週5日制の充実、強化を図っていかれるべきと考えますが、これに対する当局の御所見をお伺いし、壇上からの質問を終えたいと思っております。

議長（久保 玄爾君） 22番、広石議員の質問に対する答弁を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

市長（松浦 正人君） 私からは、文化芸術の振興基本計画策定の御質問についてお答えいたします。

御案内のとおり、昨年１２月に文化芸術振興基本法が施行されましたが、この基本法に基づいて政府が文化芸術振興基本計画を策定することとなります。本市におきましても、国と相協力して、国に準じた施策や地域の特性に応じた文化芸術の振興のために必要な基本計画を策定することになりますので、その中で文化芸術の振興の施策について具体的、積極的に検討してまいりたいと存じます。他の質問につきましては、教育長より答弁いただきます。

議長（久保 玄爾君） 教育長。

〔教育長 岡田 利雄君 登壇〕

教育長（岡田 利雄君） それでは、お答えいたします。小・中学校における音楽、芸術の鑑賞についてでございますが、文化庁の御指導のもとにすぐれた舞台芸術に触れる機会を学校教育の一環として学校現場において提供し、芸術を愛好し、豊かな感性を有する子どもの育成を図るため、平成１４年度においふは音楽公演を４回、劇団公演を２回、これは小・中学校合わせて１０校でございますが、そういう計画をいたしております。昨年からは防府市出身の一流演奏家にも趣旨を御理解いただき、演奏会を実施いたしておりますが、学校週５日制実施による授業時間数削減の問題もございまして、調整を図りながら実施回数の増加を検討してまいりたいと存じます。

最後に、４月から始まりました学校週５日制への対応についてでございますが、学校週５日制対応協議会を設置しまして、５日制の趣旨の周知、啓発、並びに望ましい週末の過ごし方などについて協議・検討を重ねてまいりました。この結果、学校週５日制ガイドブックの作成や、週末地域体験活動促進説明会の開催、さらには、活動支援補助金制度を創設したところでございます。このような取り組みに対し、幾つかの地域で週末にさまざまな体験活動が動き出しているところでございます。

議員お尋ねの伝統文化活動としましては、勝間地区で地区子ども会育成連絡協議会主催による「勝間太鼓」が、小野地区で青少年健全育成協議会主催による「山鳴り太鼓」がそれぞれ始まっております。また、文化芸術活動としましては、西浦地区で公民館主催による教養講座「音で遊ぼう」が、大道地区で音楽サークル主催による「童謡コンサート」が行われております。なお、「生涯学習指導者バンク」には、伝統文化、文化芸術のボランティア指導者が登録されており、地域での活動、あるいは学校での総合的な学習をサポートする体制を整えております。

なお、文化体験プログラム支援事業につきましては、子どもの文化芸術体験活動の推進に関する3つの事業、すなわち本物の舞台芸術に触れる機会の確保、学校の文化活動の推進、文化体験プログラム支援事業のうち、現在、本市では本物の舞台芸術に触れる機会の確保に取り組んでおり、議員御指摘の他の事業につきましては、今後の選択肢の一つとして協議・検討してまいりたいと考えております。

次に、学校の安全管理についての御質問にお答えします。現在、昨年度山口県学校等安全連絡協議会において作成されました山口県版「40の点検項目」をもとに、安全管理体制の総点検を行っております。昨年度の痛ましい事件以来、学校と保護者PTA、その他地域の各関係団体との連携を一層強固なものにし、児童・生徒の安全管理体制の充実に努めるよう、たびたび各学校に呼びかけているところです。全教職員がそれぞれ役割を担い、常に危機意識の向上を図っていくことが重要と考えております。各学校におきましては、緊急事態発生の場合、それぞれの教職員が果たす役割を十分認識し、不審者の侵入を想定した訓練を取り入れるなど、具体的な場面を想定した取り組みを実施しているところでございます。

また、安全教育についても、児童・生徒の発達段階に応じた指導の充実に努めるよう、校内での指導計画を見直し、授業の中に積極的に取り入れていくなどの工夫を行い、危機意識の向上に努めております。さらに、本年度より全学校に学校評議員制度を導入いたしました。日常的な地域ぐるみの安全性確保の重要性にかんがみ、この中で学校の安全管理についても十分な協議が行われるものと考えております。

さらに、文部科学省の指定でございますけれども、地域ぐるみの学校安全推進モデル事業が佐波小学校を会場にして、佐波小学校並びに地域が対象となりまして、2年間の指定となっております。この2年間の実践、あるいは研究の成果も十分に踏まえながら、またこの成果を市内28校の学校に披露しながら、安全管理の徹底に努めてまいりたいと思います。今後とも、児童・生徒の安全性の確保については、この大阪の事件を教訓としまして、機会あるごとに学校に対し指導を行っていきたいと考えております。

議長（久保 玄爾君） 22番。

22番（広石 聖君） 教育委員会の方で丁寧な御回答をいただきました。この文化芸術の振興法は国で策定される段階におきまして、教育長、ご存じだと思いますけれども、それぞれ衆参の委員会におきまして附帯決議がされております。その中で、小・中学校における芸術に関する教科の授業時数が削減されている事態にかんがみ、児童期の芸術教育の充実に配慮することとなっておりますので、今、御答弁されましたが、これから新しい時代の人材育成のために全力で取り組んでいきたいと思っております。要望し

て終わります。

市長の方から、文化芸術振興計画を策定していくようになるかと御回答でしたが、先ほど平成18年には、山口県で国民文化祭が開催されるようになる。それに対応するために、本庁の中に企画委員会なり実行委員会をつくって対応されるという、基本計画も策定していかれるということですが、非常にマクロの面でこの18年の国民文化祭等も含めて、文化芸術の基本計画の策定に当たっては全庁的な体制をつくられて、これから取り組んでいかれるべきじゃないかなと。ただ教育委員会とか生涯学習課だけの問題だけでなく、市全体の問題として全庁的な体制をつくられたらと思うんですが、その点についてどうでしょうか。

議長（久保 玄爾君） 市長。

市長（松浦 正人君） せんだってから、国民文化祭の問題、それから文化行政における改革の御質問、明日もあるようでございますし、きょうの広石議員の御質問等々の勉強会の中で各部で単独で考えていくのではなくて、いろいろな部を横断した形でこういうものはしっかり協議をしていかないと対応していけないのではないかと。あるいはまた、18年の国民文化祭という格好の舞台を有益なものとして、市民文化の向上に寄与する一助にしていく必要もあるのではないかと。そのようなことの中で、鋭意取り組んでまいろうと、こういうふうな合議がなされておりますので、そういう方向で取り組んでまいると、そのように申し上げたいと思っております。よろしく申し上げます。

議長（久保 玄爾君） 以上で、22番、広石議員の質問を終わります。

---

議長（久保 玄爾君） お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ、これにて延会することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（久保 玄爾君） 御異議ないものと認めます。よって、本日はこれにて延会することに決しました。

午後 3時35分 延会

---

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成14年6月26日

防府市議会 議長 久保 玄 爾

防府市議会 議員 齊 藤 旭

防府市議会 議員 山 本 久 江